

○須山委員長

ただいまから、環境厚生委員会を開会いたします。

本日の委員会はお手元の次第のとおり、環境生活部、健康福祉部及び病院局の順で所管事項の審査及び調査を行います。

慎重な審議の上、進行に御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、これより環境生活部所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、環境生活部長の挨拶を受けます。

美濃環境生活部長。

○美濃環境生活部長

おはようございます。須山委員長、久城副委員長をはじめ環境厚生委員会の皆様には、環境生活部所管諸施策の推進につきまして、平素から格別の御指導、御協力を賜り感謝申し上げます。

まず、私のほうから、審議に先立ちまして2件のおわびをさせていただきます。

1件目は、本日審議をお願いしております島根県手数料条例に係るものでございます。本条例につきましては、2点の改正がございますが、そのうちの1つ、令和4年の政令改正に伴います未交付失効手数料に関する改正であります。既に経緯は10月に公表させていただいたところでございますが、政令改正に伴って改正すべき県手数料条例の項目が漏れていたため、所要の改正を行い、今後の旅券申請手続へ反映させるものでございます。

2件目ですが、本定例会初日に報告をさせていただいた事案に関するものでございます。報告第25号のうち、専決第76号が該当いたします。中国から派遣されておりました元職員に対しまして、本来控除する必要のなかった厚生年金保険料を誤って控除していたため、相当額を令和6年9月3日に専決処分し、当人に返還をしたものでございます。

いずれも執行に際しまして、制度への理解と十分な注意を払うことで防げ得る案件でありまして、複数人によるチェックを徹底するなど再発防止策を改めて講じております。また、その再発防止策を確実に実践することで、今後はこのような事務処理の誤りが生じないよう、事務処理の適正確保に努めてまいります。

続いて、当部所管事業から数点、報告のほうをさせていただければと思います。

まず、島根かみあり国スポ・全スポのうち自転車競技場の整備に関する近況等についてでございます。6月定例会の本委員会で御説明させていただきましたが、出雲市内にあります通称グリーンステップにおける自転車競技場の新設が困難なことから、今年度計上しております予算を、この中身が調査費とか設計費等になりますが、関係事業の着手を一旦見合わせております。その後、県自転車競技連盟、開催地であります出雲市など、関係の方々との協議を進めてきたところでございます。現状といたしましては、既存施設の大規模改修の可能性、グリーンステップに代わる新たな候補地の検討、県内開催が困難な場合の会場の確保と県内での練習環境の確保、及びそうしたものに向かっていくスケジュール感などについて、関係の方と協議を続けてきております。

この協議内容のうち、グリーンステップに代わる新たな候補地で自転車競技場を新設する場合は、国スポ開催の1年前に行われやすリハーサル大会までに整備を行うことが必要と考えておりまして、これを逆算いたしますと、令和7年度の前半までに代わるべき候補地を見つけ、その場所において自転車競技場の整備が可能かどうかを判断する必要がある

と考へ、現在、進めてきたところでございます。

この代替候補地につきまして、昨日夕方になりますが出雲市から連絡がございまして、新たな候補地といたしまして、出雲市平成町にございます平成スポーツ公園、及び同市芦渡町にあります旧エネルギーセンターの2か所を代替候補地として御提案いただいたところでございます。

県といたしましては、これらの新たな候補地につきまして、まずは今年度の自転車競技場整備に係ります既定予算により地質調査等を行い、候補地における自転車競技場が整備可能かどうかを確認し、あわせて改めて全体事業費を算出し、整備の可否を検討したいと考えております。地質調査、評価、事業費の算出等には、おおむね4か月から5か月を要するともくろんでおります。本年度中に結論を出せるかは厳しい状況と考えておりますが、その状況等につきましては適宜本委員会に御報告させていただき、スケジュールはタイトではあります、国スポに向けた準備を進めてまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

次に、和田毅さんへの島根県功労者表彰の授与についてです。和田さんは御存じのとおり、22年の長きにわたりましてプロ野球界を代表する左腕として活躍され、今年、福岡ソフトバンクホークスを最後に現役を引退されたところでございます。メジャーリーグやオリンピック、WBCなど国際大会でも活躍されたほか、地元出雲市で少年野球大会を開催され、また県立中央病院に入院中の子どもたちを激励するなど、県民の皆様にとくさんの感動を、とりわけ子どもたちに大きな夢と希望を与え続けてくださいました。長年の御奮闘と御功績に対しまして、12月8日に知事から表彰状を授与し、敬意と感謝の意を表するとともに、今後のますますの御活躍を祈念したところでございます。

最後となりますが、本日お手元には、県立美術館、石見美術館のチラシのほうをお配りさせていただいております。県立美術館では12月11日、昨日から25日にかけて「第71回日本伝統工芸展」を、石見美術館では今週の土曜日から来年の2月24日まで、企画展といたしまして「石岡瑛子Iデザイン」を開催いたします。「日本伝統工芸展」には島根県在住の作家の作品が9点入選しておりまして、御覧いただくことができます。委員の皆様にはぜひ御鑑賞いただきますとともに、折に触れ、ロコミなどをよろしくお願いいたします。

本日は、条例案1件、一般事件案2件、令和6年度一般会計補正予算案の審議をお願いさせていただくほか、来年度からの新たな計画等の策定状況7件を含む8件の報告をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○須山委員長

ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査を行います。本委員会に付託された環境生活部に係る議案は、条例案1件、一般事件案2件、予算案1件です。

はじめに、条例案の審査を行います。

第156号議案のうち関係分について、執行部から説明してください。

山本文化国際課長。

○山本文化国際課長

環境生活部資料の1ページ目をお願いいたします。第156号議案、島根県手数料条例

の一部を改正する条例の関係分について御説明いたします。このたびの条例改正は、旅券法施行令の一部を改正する政令の施行に伴って改正を行うものです。

最初に、旅券法施行令の改正内容でございます。旅券法施行令では、旅券発行経費の徴収に関して都道府県手数料の標準額が示されており、改正内容はその標準額に係るものでございます。

1点目は、部長が挨拶で申し上げました、令和4年度の政令改正に伴う県手数料条例の改正に不備がありました未交付の旅券の発行経費の徴収に際しての手数料に関する規定でございます。旅券を発給申請された方が旅券発行日から6か月以内に受領されなかった場合、その旅券は失効してしまいます。改正施行令では、未交付のまま失効してしまった方がその失効日から5年以内にはじめて申請されたときには、新たに申請された旅券の発給手数料に加えて未交付分の旅券の発行経費を徴収するということが規定されております。

2点目は、旅券発給申請の書面手続と電子手続の手数料に関する規定でございます。令和7年3月24日から全都道府県において旅券の新規申請の電子手続の受付が開始されることに伴い、都道府県手数料の標準額を現在の2,000円から、書面手続の場合は2,300円に、電子手続の場合は1,900円に改定するものでございます。

2、条例改正の概要でございます。(1)は、令和4年度の改正施行令の都道府県標準額が示されました未交付の旅券の発行経費に係る県分の手数料を定めるものです。未交付失効がある方が、失効した日から5年以内に改めて申請された場合に、通常の旅券発給手数料2,000円に加え、未交付失効分の旅券に係る手数料2,000円、計4,000円の手数料を徴収することになります。この手数料の規定につきましては、既に施行されている政令に合わせて改正するものであることから、施行期日は県手数料条例の公布日としております。

(2)は、書面手続と電子手続の手数料を規定するものです。現在は2,000円ですが、今年度改正された施行令で示されている都道府県手数料の標準額に合わせ、島根県においても書面手続は2,300円、電子手続は1,900円とするものです。この規定の施行期日は、政令の施行日でもあります令和7年3月24日としております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○須山委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。よろしいですね。

それでは、採決を行います。

第156号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○須山委員長

御異議なしと認めます。よって、第156号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、一般事件案の審査を行います。

第164号議案及び165号議案について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

徳永環境生活総務課長。

○徳永環境生活総務課長

それでは、資料2ページをお願いいたします。第164号議案及び第165号議案、公の施設の指定管理者の指定について説明いたします。

議案ごとの各施設の公募選定状況等を表にまとめております。いずれの施設も令和7年度から令和11年度までの5年間を指定期間として募集し、申請は現行の指定管理者である団体からのみでございました。

まず、表の左側、第164号議案、県立美術館につきましては、SPSしまねグループから総額19億8,600万円余、右側の第165号議案、県立はつらつ体育館につきましては、株式会社島根東亜建物管理から総額5,500万円余の申請がございました。各施設の特性に応じた委員に参画いただいた選定委員会における選考の結果、いずれの申請者も当該施設の指定管理の実績があり、また、サービスの向上や適切な維持管理などの観点での評価基準を満たしておりましたので、指定管理者として提案するものでございます。

3ページに、各施設の選考状況について記載しておりますので、併せて御覧いただければと思います。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○須山委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。

岸委員。

○岸委員

おはようございます。

公の指定管理者の指定について、今2件出ていますけども、今回の予算関係で指定管理者の関係、11件全部であったと思うんですけど、全て公募したにもかかわらず1社しかないという状況っていうことを聞いていまして、例えばこの島根県立美術館、あるいは、はつらつ体育館について、過去は、この現行の業者がずっと請け負ってきたんでしょうか。まず、そこを聞きたいと思います。

○須山委員長

伊藤文化振興室長。

○伊藤文化振興室長

まず、県立美術館の過去の指定状況について御説明をさせていただきます。県立美術館につきましては、平成17年度から指定管理を導入をしておりまして、これまで5期指定管理を委託させていただいております。1期目につきましては、4者の応募がございました。2期目につきましては2者、3期目以降につきましては1者ということになっております。

○須山委員長

青木スポーツ振興課長。

○青木スポーツ振興課長

はつらつ体育館につきましてはですが、今の事業者さんは今回の指定が2期目になります。その前は2件応募があって、今の事業者さんが採択されたということです。その前の事業者についても2期やっておりまして、その前は2件応募があって、そちらが通ったという

状況があります。

○須山委員長

岸委員。

○岸委員

過去には複数の応募があつて、その中から選定されていたということなのですが、現行1者ということで、その指定管理者制度が導入された経緯からすると、やはり民間ならではのサービスっていうところと競争原理が働いてるところだと思いますので、やっぱりこの公募しても1者のみっていうところについては、何らかの対策っていうか、例えば公募の期間を延ばすとか、そういったことなども考える必要があるのかなっていうふうに思うんですけども、その辺のところはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○須山委員長

美濃環境生活部長。

○美濃環境生活部長

公募の期間等の考え方というのもあるかとは思いますが。岸委員がおっしゃられたとおり、民間活力、民間のアイデアを入れて、よりよいサービスを提供していく、そのためには固定的な管理であったり、私ども行政のほうがやる硬直的な対応ではいかんというところがまずあるのはそのとおりだと思っております。

公募期間につきましてですが、先ほど来お話がありましたように、数期にわたって手続を公開、公募しているところでございます。今回の団体も5年間、その前も5年間だったんですけども、要は5年後にこの施設について、自分たちが競技に参加する可能性があるということは、ある意味そこで公示をされております。ですので、手を挙げたのは確かに1者かもしれませんが、手を挙げる前の段階、自分たちがもし本当に手を挙げるとすればどうだろうかという下調整の話ですよね。相談とかっていうのは、私どもが所管している施設以外のところでも当然でございます。ただ、結果的に公募に応募されなかったという事実が今ここにあるということではあります。ですので、期間だけでちょっとそれが解決するものかどうかというのは分からないんですが、我々も公募に至る前の段階で御相談があった案件には、我々が期待すること、期待することだけではなくて確実に県民サービスのために行っていただければならないこと、そういったことを説明しての結果ですので、また、何ができるかについては全体のこともございます。我々も一応ほかの施設と同様におおむね2か月間を準備期間として公募しておりますので、ほかの事例も含めて全庁で少し考えさせていただければと思います。

○須山委員長

岸委員。

○岸委員

考え方は今聞いたので分かりますけども、一つの方法が公募期間の、応募期間の延長みたいなのが確かにあるんですけど、それ以外にも、例えば指定管理者についてはそれぞれの施設で自主事業ができるというところもあると思うんですけど、その規定の見直しなども含めて考えていただくと、もしかすると複数の応募者があるような状況に持っていけるのかなとも考えるので、いろんな角度から考えていただいて、より良いサービスの向上が図れるように、複数の応募の中で選定していくというのが本来いいのではないかな

というふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○須山委員長

いいですか。

岸委員。

○岸委員

はい。

○須山委員長

ほかにありますか。

大国委員。

○大国委員

指定管理者の指定なんですけれども、そもそも公の施設とはどういうものなのかというところをいうならば、これは地方自治法第244条に規定されている、住民の福祉を増進する目的を持つ施設だということになります。私どもの考えは、公の施設の指定管理に当たって、今回そうなんですけれども、営利を目的とする民間会社に任せて、それで自治体の責任が果たされるのか、公共施設としての、そもそもの地方自治法に規定される目的が達成できるのかという点では、私は民間会社に任せることを危惧するということは申し上げておきたいと思うんです。

その上で、県立の施設ですので、当然、本来であれば県が公の責任で管理し運営しなければいけないものを、指定管理者制度の導入によって民間の、法人の形態は様々あるんですけれども、民間の団体にそれを委ねることができるということになっています。そこで働く労働者の賃金だとか、それから処遇だとか、そういうところについても、私は県は責任を負うべきだというふうに考えています。とりわけこの間賃上げが求められる中であって、じゃあ指定管理者の賃金を引き上げようと思えば、これは当然に指定管理料をしっかりと保障しなければならないということにもなりますし、それぞれの指定管理を受けている会社が適切に労働法令を含めて遵守をしているのか、それに加えて、公の施設にふさわしい処遇となっているのかというところはしっかり見なきゃいけないというふうに思うんです。

それを踏まえて、3点それぞれの施設について伺いたいんですけれども、1つが、昨今ハラスメントというのが社会問題になっている中で、ハラスメントに対する研修だとか、あるいは制度の周知だとか、相談窓口の設置だとかいうことも含めて、どのような対応がとられているのか、これが1つ目。

それから、2つ目が賃金です。とりわけ非正規でパート、アルバイトの非正規雇用の方の低賃金はこの間ずっと問題になってきて、最低賃金の引上げ等も行われているんですけれども、やはり公の施設にふさわしい処遇に改める必要があるというふうに考えています。そこで、それぞれの指定管理者における最低の時給額、並びに平均の時給額がどうなっているのか、お示しいただきたいと思います。

それから最後に、労働契約法が改正された下で、いわゆる無期転換ルールというものはじまっています。期間の定めのある雇用の方、5年目のところで労働者に対して有期雇用、無期雇用の選択を求めて、無期雇用を希望される場合にはそうしなければいけないということになっていますけれども、それぞれの指定管理者について、この無期転換ルール

がどのように運用されているのか、この点について伺いたいと思います。

○須山委員長

伊藤文化振興室長。

○伊藤文化振興室長

3点、御質問いただきまして、美術館について回答をさせていただきたいと思います。

まず、ハラスメント研修につきましては、SPSしまねグループにおかれましては、全スタッフを対象に、年1回の研修を実施されております。こうした取組によりまして、ハラスメントの対応が適切に行われるようになってきているというふうに認識をしております。

それから、非正規雇用労働者の方に対する賃金についてですが、こちらにつきましては最低の時給が965円となっております。それから平均の時給額のほうが1,027円ということとなっております。

3番目の無期転換ルールにつきましては、SPSしまねでは就業規則に記載されておまして、対象者17名のうち9名が無期転換ということ、こちらのほうには本人から申出があった場合ということとされております。定期的な面談等も実施をされているというところで、本人の希望をお聞きしてということの対応となっております。以上です。

○須山委員長

青木スポーツ振興課長。

○青木スポーツ振興課長

はつらつ体育館のほうですけれども、ハラスメント研修につきましては、まず会社のほうでハラスメントに対する方針のチラシを作って、それを配布した後、口頭で説明をするということの一つやっておられます。

あと、先般、11月13日に接遇マナー研修を開かれておりますけれども、その中の内容もハラスメントに強い環境づくりという内容で研修を行っておるところでございます。

2つ目の賃金のほうですけれども、東亜建物管理につきましては、最低賃金が965円、平均の時給額が971円となっております。

3つ目の無期転換ルールについてでございますけれども、まず、はつらつ体育館については7名で運営をしております。うち1名の方が本社と兼務の方でして、残り6名の方がパートタイマーの方となります。このうち無期転換ルールの対象者が3名いらっしゃいまして、転換された方というのはいないという状況でございます。

○須山委員長

大国委員。

○大国委員

ありがとうございました。

賃金のことというならば、最低賃金が962円、それを僅かに上回る賃金で、その施設の最低の時給額ということなんですけれども、ぎりぎり超えたぐらいのところやっておられると。やはり公の施設の目的に照らすならば、この賃金でいいのかというところは、私は改善が必要だというふうに思うんです。最低賃金を引上げなきゃいけないというのは、もうこれは共通の、知事を含めてですけれども共通の認識にはなっているんですけれども、じゃあ最低賃金でよしとはなっていないわけなんですよ、途上にあるというこ

となんです。じゃあ、そういう中であって賃上げを誰が率先してやるのかというと、公の施設いうならば、これは指定管理者も当然なんですけれども、お金を出しているのは島根県ですので、指定管理料をきちっと保障した上で時給額を引き上げてほしいんです。

県の姿勢としては、公の施設の管理運営を担ってくださっているの、ぜひ引上げをしてほしいと思います。制度の趣旨云々という、効率的な運営でいかにコストを優先にするの、この考え自体が私は間違いだと思うんですけれども、やはり公の施設にふさわしい、指定管理をお願いする側としてふさわしい対応を私は求めておきたいというふうに思いますので、繰り返しになりますけれども、これはちょっと総務部にも関連することなんですけれども、指定管理料が、人件費が、きちっとそれぞれの労働者の生活を支えるものとなっているのかという点での引上げ、それからお金の保障というのをぜひ検討していただきたいということは、この場で申し上げておきたいと思います。

それから無期転換ルールについて、課長からもお話がありましたけれども、これ、私からのお願いなんですけれども、私の手元にある資料だと、その指定管理者となっている団体、会社の従業員の総数で見ると、無期転換の対象になられている方と、それから実際無期転換された方っていうところで、非常に乖離が生じているデータがあります。そういう中であって、やはり指定管理を受けておられる、公の仕事を担っておられる方に、そういう業者については、しっかりと法令遵守、労働者に対しての無期転換ルールの周知徹底を改めてお願いしてほしいというふうに思います。実績があるところも当然ありますが、改めて、やはりそういう労働法制を含めて周知徹底をお願いしたいなと思っているところです。以上でございます。

○須山委員長

ほかにありますか。

野津委員。

○野津委員

先ほどの大国委員の質問とちょっとかぶるんですけれども、指定管理の期間について、大体、債務負担を5年取っています。この時代の中において5年間がすごいスピードで賃上げも進み、そういったときに債務負担のこの額とか、こういったもので人件費の部分が耐えられるのかと。

ただ、ちょっと1点、大国委員とちょっと意見が違うところは、これ全国で、国で賃金の上昇を目指していますから、やっぱりこれは一般行政経費として地方交付税とかそういったものでしっかりと措置をしてもらおう。総務省に言わせると、ここも措置しているんです、委託や指定管理の値上げ、賃上げも措置していますと言っていますが、どう考えたって額が少ない。この辺はしっかりと、環境生活部だけじゃないので、全部局で総合してもらって、しっかりと国へ措置をしてもらおうように。皆さんのところの財布の中から賃上げということは、なかなか非常にハードルが高いことあると思いますが、国全体のやってみると、皆さんにとっても、先ほど大国委員も言いましたけれども、委託も指定管理も、県の職員が本来ならばやるところを民間の知恵とか活力で管理してもらっていますので、職員がそこで働くということを考えれば、そこは県が責任を持ってしっかりと賃上げ分も含めて要望していくべきだろうと、私は思っています。

答弁が非常に難しいかもしれませんが、もし、財政課におられた美濃部長のここ

ろで総合的に言ってもらえればと思います。

○須山委員長

美濃環境生活部長。

○美濃環境生活部長

いただきました御意見、非常に重要なことと私どもも受け止めておりますし、これまでもそうした対応をさせていただいたところがございます。

例えばという言い方で申しますと、最低賃金、昨今は非常に上げ幅も大きくなっております。補正予算という形で議会の皆様にも御理解をいただいて、その処遇改善に資するように増やしているというのが現状の対応です。ただ、数名の委員さんから言われたように、後追い感が否めないということが確かであろうかとは思っています。その辺りは我々執行部として、今後、全庁的に考えていく一つかなとは思っております。

それと、国において適切に地財措置をするようにという申入れにつきましては、これは項目明示をしている場合もございますし、事あるごとに、重点要望でありますとか、知事が上京された際、また財政部局の者が行ったとき、私が行ったときなどもそうですけれども、お願いをして一定の措置はしていただいております。ただ、制度上どうしても、ここを改正しましたと華々しく国のほうにうたててくれたとしても、総体的には地方財政で賄うべきものが賄えないので、それを垂直・水平分配する中で地方交付税制度というもので処理しておりますので、ここに確実についたということがなかなか我々も実感がしづらいところはございます。

また一方で、県民サービスを提供するに当たって、どれだけの公の施設をもって皆様の御希望に答えていくのが適切かという、量的な管理という点もでございます。ひょっとしたら我々は足りてないかもしれません。また、ひょっとしたら過剰なのかもしれません。そうしたところも含めながら、今の施設があることだけを是とはせず、将来の県民の負担も考えながら、施設の在り方、またそこで働いていただく、仕事を請け負っていただく方への処遇ということをどう調和させていくかということは、しっかり考えていきたいと思っております。

ただ、もう一方でありますのが、施設を指定管理として受託いただいている会社様、一般的には朝来て夕方帰るという、施設って、朝、鍵開けて夜締めるわけですから、そのサイクルで考えると、我々のようなサラリーマン的な動きというのが一つは考えやすいんですけども、先ほどありました体育館でありますとか、どうしても短時間労働のほうに就業される方にとっても御希望にかなう職場というのもございます。我々として見れば、我々の指定管理に出した条件があるがために、望まないそうした勤務形態になっているのであれば当然改善をしてみたいと思いますが、一方で、そうした勤務形態を好まれるというか、選択をされて、たまたまそのかなった場所が、先ほどのはつつ体育館であったりする場合というのもございます。なかなかその御希望と実態、それから理想と現実というところで、すばっと答えが出せないところは申し訳ございませんけれども、我々もそのことは十分認識した上で、よりよい処遇に向かって提案、実践ができるように考えておりますので、また委員の皆様からも御助言をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○須山委員長

嘉本委員。

○嘉本委員

関連してなんですけれども、内閣府の重点支援地方交付金っていうのがあるそうでした、それについて、公共調達をする際に、労務費も含めて価格転嫁について支援があるというふうに聞いたことがあるんですが、そういったものがあるのかどうか、あるとすれば、こういうような指定管理の契約をする際にそういったものがあるのかどうかということについて、教えていただけたらなというふうに思うんですが。

○須山委員長

美濃環境生活部長。

○美濃環境生活部長

すみません、詳細についてはちょっと掌握しておりませんので、一般論という形でお答えさせていただければと思います。

内閣府が所管しているということになりますと、各事業省庁をまたいだ形での調整で予算を所管しておられることが多いと認識しております。先ほど御紹介がありました交付金につきましても、臨時的な意味合いで、すぐに現状が改善できないようなときに可能性はあるんじゃないかとは思いますが、これが恒常的につくものか、ないしはその予算が最終的には各事業省庁なり、我々でいうとやっぱり地方交付税の積算項目のほうに財源として戻されることがあるのかということなどを考えますと、今の不都合を是正するためには活用が可能な財源じゃないかと思うんですが、将来を考えたときに、そのカンフル剤を使うのか、今の状態を前提に考えていくのかということのところでは、ちょっと私も、すみません、最終的なお答えは持っておりません。

○須山委員長

嘉本委員。

○嘉本委員

この指定管理の契約にかかわらず、環境生活部全体のところで、こういったパッケージといいますか、支援策が使えるのであれば使っていただきたいなというふうに思いますし、またぜひその具体的な内容について教えていただけたらなというふうに思っております。これは要望ということで、お願いします。

○須山委員長

はい。

ほかにありませんか。

大国委員。

○大国委員

指定管理者制度の議論になっていきますけれども、指定管理者制度の下のこの施設に、様々な意見、利用者からの意見などが寄せられると思います。実は私どものところにも、今回の議案とは関係ないんですけれども、県立のプールの料金体系などについて、様々な提案もされる方がいらっしゃいます、利用者の方で。その県立のプールも含めてなんですけれども、県全体として、所管部分だけでもいいんですけれども、そういう寄せられる意見についてしっかり吸い上げる仕組みができているのか、あるいは対応が検討されているのかということについて、要は利用者の意見を指定管理者を通じて、あるいは県に直接言われる方、そういうのも含めて、いろいろ検討されているのかどうかについて伺いたいと

思います。ちょっとスポーツ施設の関係だけでも結構ですんで、お答えいただければと思います。

○須山委員長

美濃環境生活部長。

○美濃環境生活部長

度々すみません。利用者の方からの御意見、一義的には指定管理者が現場におりますので、現場のほうに利用された方の御意見なりアンケートという形で上がっております。そうしたものを、おおむね月に1回ぐらいになりますけれども、事業所管課のほうに上がってくるようになっております。また事柄によっては、いただいたその場ですぐに協議、対応しなきゃいけないようなものもありますから、そうしたことも一応対応はさせていただいているところでございます。

料金の関係でいいますと、委員が先ほどちょっと言葉を濁されましたけれども、もっと下げてくれという声もあれば、もっと上げてもいいんじゃないかっていう声もやっぱりあります。それはやっぱり御利用される方の満足度によるものだとは思っておりますが、例えばで申しますと、プールのような施設、これは水の循環機器の大きいのを回さないと清潔な、快適なプールというのは維持できませんので、結構な管理費がかかっておりますが、御利用いただくに当たっては使用料ということになりますので、手数料のようにコストを全てかけていくのではなくて、利用促進、健康増進のためにたくさんの方に使っていただくために低廉に抑えていくということで対応させていただいております。ですので、指定管理の中で施設管理のための維持費を乗せていただいているようなものもでございます。

また、本日ありました県立美術館のように、御観覧いただいて、例えば、通常展は300円で北斎も見れます。かなり有名な作品も見れるんですけれども、そうしたところを御覧になった方々からは、もっと取っていいよと、この感動はもっと金額に値するよということも言っていたりもしております。

ただ一方で、やっぱり島根県でしっかり、お住まいの方も含めて、誘客だけの施設ではありません、県民の方にどれだけ質の高い文化的なものを提供できるかというところが我々の一つの使命だと思っておりますので、その辺りは使用料の設定に当たって、やはり若干低廉に今は抑えています。ただ近隣と比べますと、やっぱりちょっと、大分安いのかなという感じもしております。実際その管理コストなんかも上がってきておりますので、我々だけの問題ではないんですけれども、全庁挙げて、県民の皆様にご負担のコストの負担、要は利用者ですよね、受益者負担としてどれだけのものを負担していただく、また、その施設があることで自分が今度に行けるかもしれないってことで全体としての施設管理費をどれだけ御負担いただくかという、その辺りの議論を、恐らく総務部が中心になろうとは思いますが、していく時期が来ると思っておりますので、またそうになりましたら御相談させていただきながら進めさせていただければと思います。

○須山委員長

大国委員。

○大国委員

すみません、部長、しっかり語っていただいて、ありがとうございます。

単にこの料金が高いか低いかということも当然あるんですけれども、やはり公の施設に

ふさわしい料金設定、それ何かといえば、低廉な料金で広く県民の利用に供する、これが大原則だというふうに思うんです。

私が申し上げたかったのは、高いか低いかということにとどまらず、例えば料金の体系の区分が、一般利用がどうで団体利用がどうで、そういうところがあって、あるいは近県との比較をされて、それを踏まえた上で利用者の方から意見が寄せられるわけです。私に届いている意見は同様にスポーツ振興課にも届いていると思うんですけれども、そういう意見にしっかり耳を傾けていただいて、なるほどそうだとするところもあると思うんです。そういうものについては、ぜひ協議もしていただいて、見直すべきは見直す、寄せられた声に基づいて反映させていくというのが本来のあるべき姿かなというふうに思っておりますので、そう部長と考え方は違わないと思いますので、ぜひ引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。これで結構でございます。ありがとうございます。

○須山委員長

いろいろ意見がございましたけれども、採決について意見のある方があればお願ひします。

○須山委員長

大國委員。

○大國委員

冒頭申し上げましたけれども、公の施設のそもそもの目的に照らして、民間会社に任せ代行させて、それで自治体の責任が果たせるのかというところは危惧するというところで、第164号、それから第165号については反対とさせていただきますと思ひます。

ただ、それぞれの指定管理者の皆さんには、非常にこの間、県立施設の運営という点では御努力されておりますし、しっかり運営されているというところは評価している点もあるということは強調させていただきますと思ひます。以上でございます。

○須山委員長

それでは、御異議のありました第164号議案及び第165号議案について、個別に挙手により採決をしたいと思ひます。

お諮りいたします。第164号議案について、原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○須山委員長

挙手多数。よって、第164号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、お諮りいたします。第165号議案について、原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○須山委員長

挙手多数。よって、第165号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、予算案の審査を行います。

第146号議案のうち関係分について、執行部から説明をしてください。

徳永環境生活総務課長。

○徳永環境生活総務課長

それでは、資料は4ページをお願いいたします。第146号議案、令和6年度島根県一般会計補正予算（第7号）のうち、環境生活部関係分について説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出の増減に係る補正ではなく、いずれも翌年度以降の歳出に係る債務負担行為と、繰越明許費の設定を行うものでございます。

まず、1、債務負担行為補正を御覧ください。（1）公の施設の指定管理料につきましては、先ほど御審議いただきました公の施設の指定管理者の指定に係るもので、表の上段、県立美術館につきましては、令和7年度から令和11年度までの5年間で19億8,600万円余、表の下段、県立はつらつ体育館につきましては、同じく令和7年度から令和11年度までの5年間で5,500万円余を限度額として設定するものです。

続いて、（2）多文化共生推進拠点施設の移転先改修に係る設計費につきましては、令和6年度から令和7年度にかけて800万円余を限度額として設定するものでございますが、施設の移転及び整備等の詳細については、私の説明の後に山本文化国際課長から説明をいたします。

次に、2、繰越明許費を御覧ください。表のとおり、3つの課の3つの事業について翌年度にわたり執行が必要となるため、繰越明許費の設定を行うものでございます。

まず1つ目、表の一番上、スポーツ振興課の国民スポーツ大会競技力向上対策事業費です。これは大田高校で整備を進めている遠的弓道場について、安全対策用のフェンスの高さに関し地元関係者等との調整に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったことから、8,566万円余を限度額として翌年度への繰越しをお願いするものでございます。

2つ目、島根かみあり国スポ・全スポ準備室の国民スポーツ大会競技施設整備事業費です。繰越しの内容は、冒頭部長の挨拶にもございました自転車競技場整備に係るものでございます。自転車競技場の整備につきましては、出雲市内の通称グリーンステップでの新設が困難なことから、県自転車競技連盟、出雲市など関係者の方々と、国スポに向け代替候補地の検討など協議を続けております。

この代替候補地につきまして、出雲市から昨日、12月11日に連絡があり、新たな候補地として、出雲市平成町にあります平成スポーツ公園と、同市芦渡町にあります旧エネルギーセンターの2か所の御提案がありました。県といたしましては、これら候補地の調査に速やかに着手し、必要に応じて測量、地質調査等を行うなどによりまして、まずは新たな候補地における競技場整備の可能性を判断したいと考えておりますが、この測量、地質調査にはおおむね4から5か月の期間を要し、年度内に完了できないことから、今回、当該整備事業費のうち、この調査に要する費用として2か所分、4,339万円余を限度額として翌年度への繰越しをお願いするものでございます。

最後に、3つ目、自然環境課のしまねの自然公園満喫プロジェクト推進事業費です。県内3か所の中国自然歩道の再整備工事について、土地所有者の死亡による相続人の搜索や地元関係者との調整等に不測の日数を要したことなどにより年度内の完了が困難となったことから、1,594万円余を限度額として翌年度への繰越しをお願いするものでございます。

私からは以上です。

○須山委員長

山本文化国際課長。

○山本文化国際課長

債務負担行為補正の（２）多文化共生推進拠点施設の移転・整備について、資料により説明させていただきます。５ページを御覧ください。

県内の外国人住民数は約１万人で、多国籍化・定住化も進んでいることから、外国人住民に係る支援は多岐にわたっております。支援に当たっては、県、市町村、企業等が連携しながら、それぞれに求められる役割に対応しております。県においては、相談体制の強化や日本語教育環境の充実、支援・協力団体との協議など、外国人住民が地域で安心して生活できる環境整備が求められております。

現在、外国人住民の相談事業や日本語研修などは、松江市東津田にあります、しまね国際研修館で行っておりますが、この施設は昭和４１年竣工、築５８年でかなり老朽化しており、施設の維持管理をしていくために多額の経費が必要な状況となっております。また、外国人住民本人や暮らす地域が抱える問題も多様化、複雑化する中、個別の相談室や防音の設備もない現在の施設では事業実施が難しくなっています。立地につきましても、交通のアクセスが不便であることから、相談者が来所して対面で相談することが困難な状況でした。

これまで事業実施に必要な広さや立地、未利用の県有財産の有効活用などを観点に移転先を検討しておりましたが、このたび、県営幸町住宅敷地内の旧デイサービス施設棟跡を移転先として改修し利用することを予定しております。６ページを御覧ください。移転先におきましては、専用相談室の整備や、相談窓口開設日の拡充など、外国人住民向け相談体制の拡充や、オンライン教室提供のための研修室整備など日本語教育環境の充実などにより、外国人住民に対する支援の充実を図っていく予定です。

なお、これらの業務は、外国人住民支援や多文化共生に係る知見とノウハウを持っている公益財団法人しまね国際センターに引き続き委託することから、機能の移転に併せ国際センターの事務所も移転することといたします。

概算事業費は、他部局が執行する県営住宅に係る部分を含め１億８，０００万円余を想定しており、令和７年度当初予算の要求時に改めて御説明させていただきます。

移転後の施設で令和８年度から業務をはじめするためには令和７年度中に工事を完了する必要があることから、今回の補正では、改修などの設計に係る経費８００万円余を限度額として債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○須山委員長

ただいま説明がありましたが、質疑等はございませんか。

大国委員。

○大国委員

基本的に異論はございません。

それで、しまね国際研修館の宿泊機能を廃止するという事なんですけれども、宿泊機能自体は現在もあると。利用がほとんどないような状態で、必要ないだろうということで廃止されるということですかね。

○須山委員長

山本文化国際課長。

○山本文化国際課長

現在、宿泊施設はございますけれども、利用についてはかなり件数が減ってきており、ほとんどないという状況でございます。今回、それを含めて廃止するものでございます。

○須山委員長

よろしいですか。

ほかにありませんか。よろしいですか。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第146号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○須山委員長

御異議なしと認めます。よって、第146号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託議案の審査を終了します。

次に、報告事項について執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

安達NPO活動推進室長。

○安達NPO活動推進室長

私から、報告事項の1、島根県県民いきいき活動促進基本方針の改訂について御説明いたします。資料は7ページをお願いいたします。

県では条例を定めまして、県民一人ひとりが生き生きと心豊かに暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的に、県民いきいき活動の促進と協働を推進することとしております。基本方針は、条例に基づきまして、この県民いきいき活動の促進と協働の推進に関する施策を推進することを目的に策定するものでございます。

今回、基本方針の計画期間が今年度で終了すること、また、この方針で取り組む基本的な方向を示しております島根創生計画の策定に併せまして、現状の課題を踏まえて改訂をするもので、計画期間は令和7年度から11年度までの5年間としております。

基本方針の見直しのポイントとなります。まず最初に、方針の土台となります展開の柱、これは従来どおり2つの柱により施策を展開することとしております。今回の改訂で主に見直したところを、下線と、ポンチ絵は白抜きでお示ししております。現状の課題に応じまして行動計画の構成を見直し、施策を一部追加、リニューアルしたものでございます。これは、NPO等へのアンケートなどにより把握した課題を踏まえまして、3つの重点課題を抽出して行動計画の柱ということで、NPO活動が持続可能となるよう、従来行っていた施策から重点的に取り組むものを特出し、抜き出しをしまして、新たに取り組む施策を加え、重点施策として整理をいたしました。これについては、8ページで後ほど御説明いたします。また、重点施策以外の、従来から行っております、引き続き取り組みますベーシックな施策を基本施策ということで分けて行動計画を整備したものでございます。

8 ページをお願いいたします。先ほど言いましたNPO活動が持続可能となるようにと
いうことで、向こう5年間、重点的に取り組む施策について御説明いたします。

まず1つ目、地域のニーズに応じた活動量の確保は、マンパワーや資金不足により課題
解決の取組が難しい地域への支援となります。取組の方向性としては、まず、多様な主体
の人材を活用できる仕組みづくりとしまして、例えば圏域内でNPO等多様な主体同士の
人材を融通し合う仕組みづくりを、しまね社会貢献基金の効果的な活用としまして寄附金
の優先採択基準を設けるなど、地域課題を解決する環境の地域差の解消につながる支援を
考えております。

次に、担い手の確保は、アンケートなどで代表者が60歳以上であるところ、また、人
材確保に苦勞していると回答した団体の割合が共に約7割あるなど、担い手不足の実情を
踏まえた対策となります。取組の方向性として、例えばNPO関係者と県民等との
情報交換会などを通じましたマッチングですとか、求人及びNPO活動に関する情報提供
を通じた働きかけなどにより、担い手や支援者の確保に努めていきたいと考えております。

最後に、活動資金の確保です。資金調達に苦勞していると回答した団体の割合が6割強
であった実情などを踏まえた対策になりまして、取組の方向性としては、活動資金を調達
する取組としまして、しまね社会貢献基金に寄附された企業などに登録いただいておりますサ
ポーター企業への登録促進を図り、さらなる活動資金の確保を支援する施策として、県の
寄附金を活用できます基金登録団体の登録促進を図ってまいります。

以上のような取組に重点を置きまして進めてまいります。

なお、方針の改訂に当たりましては、実質的なNPO活動の全体を把握しております各
市町村に意見聴取を行ったほか、NPOの実践者、企業関係者、学識経験者等で構成して
おります委員会において御意見も伺いながら検討を進めてまいりました。今後は、パブリ
ックコメントを実施し、来年3月に改訂を予定しております。

私からは以上でございます。

○須山委員長

実原消費とくらしの安全室長。

○実原消費とくらしの安全室長

それでは、資料の9ページをお願いいたします。第6期島根県消費者基本計画の策定に
ついて、御説明いたします。

この計画は、島根県消費生活条例に基づき、県の消費者行政の推進に関する基本的事項
を定め、県民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的として定めるものでござい
ます。

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。

計画の内容につきましては、第6期計画は、第5期計画の構成、基本方針を踏襲した上
で消費者を取り巻く経済・社会環境の変化等を踏まえ、加筆修正を加える形で策定をいた
します。

(1) 基本理念でございますが、消費者の権利を尊重し、消費者が自主的かつ合理的に
行動することができるよう自立を支援するとともに、消費生活上特に配慮を要する消費者
の利益を擁護し、安全な生活環境を確保することとしております。

(2) の施策体系は、基本方針として、消費者教育の推進、消費生活相談体制の充実・

強化、消費者被害の未然防止・拡大防止の3つを掲げ、右の欄に記載しております9つの施策を展開することとしております。

施策の主な変更点といたしまして、次の10ページ、(4)に記載しておりますが、1つ目といたしまして、社会や環境に配慮した消費活動に取り組む重要性が高まっていることから、エシカル消費の行動促進を新たに追加しております。2つ目として、国において進められている消費生活相談のデジタル化への対応を追加しております。3つ目、消費生活上特に配慮を要する消費者の被害未然防止のため、地域見守りネットワークの体制づくり促進に加え、活動の活性化支援を追加しております。

すみません、9ページに戻っていただきまして、(3)全体指標でございます。全体指標として3つ、指標を設定をしております。

1つ目の指標は、相談窓口の存在を知ってもらうことが消費者被害の救済の第一歩であることから、引き続き窓口の認知度を指標としております。目標値は、令和5年度の実績が87.5%であったことから、90%としております。

2つ目の指標は、新たに設定した指標となります。現行計画ではクーリングオフ制度を知っている人の割合を指標としており、8割程度の高い割合を維持しております。一方で、デジタル化の進展によりクーリングオフ制度が適用されない通信販売での消費者トラブルが増えていることから、次期計画では、消費者として心がけていただきたい行動として、表示や説明を十分に確認し、その内容を理解した上で商品やサービスを選択することを心がけている人の割合を指標といたしました。目標値につきましては、令和元年度の国の調査になりますが、76.1%との結果から、毎年1%程度の上昇を見込みまして、令和11年度の目標値を85%としております。

3つ目の指標につきましては、社会や環境等に配慮したエシカル消費の行動を取ったことがある人の割合を引き続き指標としております。現行計画では令和6年度の目標値を80%としておりますが、令和5年度の実績が63.3%であったことから、今後、数値目標を段階的に上げていき、令和11年度での80%達成を目標に設定をしております。数値につきましては、県が実施する県政世論調査において毎年調査を行ってまいります。

10ページの今後のスケジュールでございますが、今後パブリックコメントを実施いたしまして、来年2月の島根県消費生活審議会に最終計画案をお諮りし、その後3月に計画を決定・公表とする予定としております。

続いて、11ページ、第6期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画について御説明いたします。はじめに、資料13ページの体系図のほうをお願いいたします。

現在の第5期計画は、島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例に基づく犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画と、この後御説明いたします、島根県犯罪被害者等支援条例に基づく犯罪被害者等支援計画の2つの計画を位置づけております。第5期計画の赤枠で囲っております部分が、犯罪被害者支援計画に関する部分でございます。

第6期計画の策定に当たっては、安全で安心なまちづくり及び犯罪被害者等の支援について、各条例で掲げる基本理念や県の責務に基づく取組の内容を明確にし、県民の十分な理解、協力の下で施策を推進するため、それぞれ単独計画として策定することといたします。

資料11ページのほうにお戻りください。犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画

は、県民や観光旅行者等が安心して暮らし、または滞在することができる社会の実現に寄与することを目的としており、計画期間は令和7年度から11年度までの5年間です。

計画の内容につきまして、県内の犯罪情勢を踏まえ、第5期計画で掲げていた重点取組を踏襲した上で加筆修正を加える形で策定いたします。

(1) 施策の基本的方向は、県民等による自主的な活動の推進、子ども、女性、高齢者、障がい者等の安全確保など5つの基本的方向により、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向け、総合的な施策の推進を図ってまいります。

(2) 重点取組として、引き続き特殊詐欺等による被害の防止、高齢者、子ども、女性みまもり活動の充実・拡充、自主的な防犯環境整備の推進に取り組んでまいります。

(3) 数値目標につきましては、令和11年度末の体感治安、島根県の治安を良好と感じる人の割合を85%としております。県政世論調査での令和5年度の結果は81.6%であったことから、85%を目標値に設定し取組を進めてまいります。

(4) 主な変更点でございますが、近年インターネットを悪用したサイバー犯罪が増加していることから、サイバー空間における脅威の実態及びサイバーセキュリティーに関する広報啓発活動の取組を新たに追加しております。

今後、パブリックコメントを実施いたしまして、2月に開催します協議会に最終案をお諮りし、3月に計画の決定・公表とする予定でございます。

続いて、資料12ページを御覧ください。島根県犯罪被害者等支援計画について御説明いたします。

この計画は、島根県犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、県民誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として定めるものです。先ほど御説明いたしましたとおり、現在、第5期犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画に位置づけている犯罪被害者等支援計画を分離し、単独計画として策定をいたします。

計画の期間につきましては、計画を分離した上で2年延長し、令和8年度までの計画といたします。延長する理由といたしまして、令和8年度に国が第5次犯罪被害者等基本計画を策定予定であることから、県の次期計画を国の第5次計画を踏まえた内容とするため延長するものでございます。

4、計画の内容につきましては、条例の基本理念に基づきまして、基本方針1、犯罪被害者等の尊厳にふさわしい処遇を権利として保障する、2、個々の事情に応じた適切な支援を行うとともに、二次被害が生じることのないよう十分配慮する、3、必要な支援を途切れなく提供する、4、国、県、市町村、民間支援団体等が相互に連携・協力するという4つの基本方針を掲げまして、(2)に記載しております5つの施策の柱により、犯罪被害者等が被害から早期に回復し地域社会で再び平穏な日常生活を送ることができるよう、関係機関が連携して取り組むとともに、犯罪被害者が置かれている状況への県民の理解の増進に取り組むこととしております。

(3) 数値目標につきましては、新たに島根県犯罪被害者等支援総合窓口の認知度を設定しております。県では、犯罪被害に遭われた方が直面する困り事や悩み事について、各種相談機関や窓口の紹介などを行う総合窓口を設置しております。しまねwebモニターでの調査結果では、過去4年間の認知度が2割程度であることから、認知度を高めるた

めの周知に取り組んでまいります。

今後のスケジュールといたしまして、今後パブリックコメントを実施し、2月に開催します協議会に最終案をお諮りし、3月に計画決定・公表とする予定です。

私からの説明は以上です。

○須山委員長

青木スポーツ振興課長。

○青木スポーツ振興課長

そうしますと、私のほうから、報告事項の⑤、⑥について御説明いたします。14ページを御覧ください。第3期島根県スポーツ推進計画の策定についてでございます。

まず、1の改訂の趣旨・目的ですが、この計画につきましては、国のスポーツ基本法に基づき策定する本県のスポーツ推進計画となります。島根創生計画のスポーツに関する部門計画の位置づけにございます。第2期島根創生計画に併せまして現計画を改訂の上、第3期計画として策定するものです。

2の計画期間ですけれども、令和7年度から11年度の5か年としております。

次に、3の計画の内容ですが、全体の考え方としましては、現計画期間中の多く、ほとんどが新型コロナウイルス感染症の拡大によりスポーツに関わる機会そのものが失われ、計画に掲げる取組を制限されてまいりました。このことから第3期計画では、(1)に掲げます目標、(2)で図表にしております計画の構成、横軸にライフステージを置いて、縦軸に競技性を置く、それに基づき構成する施策の柱4つにつきましては現計画からの変更は行わず、現計画期間中における社会情勢の変化等を踏まえて、加筆修正を行う形としております。

次に、(3)の改訂のポイントです。施策1、誰もがスポーツに親しむことができる生涯スポーツの推進におきましては、障がいのある人がスポーツを楽しむことができる環境づくり、この項目を施策4のほうから移しまして、従来の幼児期から高齢期までライフステージに応じたスポーツの活動の推進に加え、世代や障がいの有無、性別や国籍を超えたスポーツを通じた交流と共生社会の実現ということを、新たに(7)として項目を追加いたしました。

15ページに移っていただきまして、施策2、子どもたちの心身を健やかにはぐくむ学校体育・部活動の推進では、運動部活動の活性化の項目を、運動部活動の地域連携・地域移行の取組という項目名に変更しております。この内容につきましては、後ほど説明します同様の内容を記載しております。

次に、施策3、県民に夢と感動を与える競技スポーツの推進におきましては、現計画の中では、全国で活躍する選手の育成・強化の中で記載しておりました、島根かみあり国スポ・全スポに向けました選手の育成・強化、この部分について項目として抜き出しまして、内容を拡充して加筆しております。

続いて、施策4、地域ではぐくむ、スポーツを楽しむ環境づくりにおきましては、スサノオマジックやディオッサ出雲など、地域密着型スポーツチームと言われるスポーツチームとの連携などについて追記したほか、第2期島根創生計画でも新たな項目として予定しております、島根かみあり国スポ・全スポに向けた人づくりを項目として追加し、同様の内容を記載しております。

最後に、4の今後のスケジュールですが、これからパブリックコメントを実施しまして、2月に県スポーツ推進審議会を開催し、最終案として取りまとめ、3月に最終決定・公表することとしております。

続いて、16ページをお願いいたします。公立中学校における部活動の地域連携・地域移行に係る方針でございます。現在、国におきましては、部活動につきまして段階的な地域移行と地域連携を掲げまして取組を推進されております。これを受けまして、県としての方針を示すものでございます。

まず、1の策定の趣旨・目的ですけれども、部活動を取り巻く環境は、生徒数の減少、教員の負担など、様々な課題が顕在化してきております。学校だけでは抱え切れなくなっている現状にあります。そうした中におきまして、子どもたちのスポーツや文化芸術活動の場をどのように確保していくかということにつきましては、これまで以上に学校と地域がより強く関わりを持って、地域の中でその環境をいかに整えていくかが必要となってまいります。このことから、これまでも教育委員会と共に関係者による検討委員会を立ち上げ、検討を重ねてきたところでございます。

しかしながら、受皿や人材に限りがある中で一律に地域へ移行することは簡単なことではなく、地域の関係者が一緒になって、子どもたちにとってよりよい環境をどうするのかという目標の下、地域の実情に合ったやり方というものを考えていく必要があるかと考えます。そうした考え方を県の方針として策定したところでございます。

2の方針の概要に、幾つかポイントを記載しております。まず、(1)の対象でございますが、公立中学校における運動・文化芸術活動、部活動全般となります。また、検討の対象期間でございますけれども、島根かみあり国スポ・全スポの開催を予定しています令和12年度末までを目安としております。これは、現在、国スポに向けまして指導者の確保やスポーツクラブの創設、運用の支援などを進めておりますが、それらは地域連携や地域移行の担い手、受皿につながるものであり、現段階におきまして国スポ後のことを想定するのは難しいことから、国スポまでの期間を対象として設定してるところでございます。

次に、(4)の検討方法でございますが、まずは学校設置者である市町村が令和7年度末までに市町村としての方針の策定に努めること、そして、休日における全ての部活動を対象に地域への移行をまず検討すること、その上で受皿や指導者の確保、費用の負担、こういった課題の解決が難しい場合は、外部指導者の活用や複数校での合同部活動の実施などによって、部活動として継続していくということとしております。

次に、(5)県の役割ですけれども、引き続き教育委員会と連携しまして、必要に応じて市町村が設置しました協議会等へ参加したり、市町村間の情報共有の場を設けたり、部活動指導員らの外部指導者の育成、活用の支援について行ってまいります。今後とも市町村と一緒に取組を進めていきます。

最後に、3のスケジュールでございます。これからパブリックコメントを実施し、検討委員会におきまして最終案を取りまとめ、3月に決定・公表をすることとしております。また、来年度以降につきましては、具体的な移行パターンやモデル的な取組など具体的な方策等を提示し、市町村の取組を後押ししていきたいと考えているところでございます。

なお、この報告につきましては、総務委員会において教育委員会より同様の報告を行っておりますので申し添えます。説明は以上です。

○須山委員長

松本競技力向上推進室長。

○松本競技力向上推進室長

では、資料の17ページをお願いします。佐賀国スポの成果・課題、令和7年度の重点的取組について御説明します。佐賀国スポの結果については、10月の委員会で御報告させていただいたところですが、このたび別冊資料のとおり報告書をまとめましたので、改めて御報告させていただきます。

まず成果ですが、入賞種目の増加、入賞まであと一步の競技の増加、女性選手の入賞の増加を挙げています。

次に課題です。1つ目、入賞競技が特定の競技に限られていますので、入賞競技種目の上積みが必要です。2つ目、本県は成年種別の得点が少年種別に比べて少なく、3対7の比率になっていますので、成年種別の競技力の向上が必要です。3つ目、本県では優勝が狙える競技がカヌー、ホッケーなど一部の競技に限られています。順位を上げていくには優勝が狙える競技や種目を増やしていくことが必要です。4つ目、本県の競技得点の7割を占める少年種別の得点は本県の順位に直結するとともに、現在の高校生は2030年の成年選手となりますので、少年種別の一層の強化が必要です。5つ目、競技得点は、個人競技の場合は優勝すると8点ですが、2人から4人の団体競技では3倍の24点、5人から7人の団体競技では5倍の40点、8人以上の団体競技では8倍の64点となります。人数の多い団体競技で入賞することが高得点の獲得につながりますので、団体競技の入賞、特に入賞できる競技が少ない成年での入賞を増やすことが必要です。

次に、令和7年度の重点的取組です。課題①から④については既に取組を開始しており、引き続き取り組んでまいります。課題⑤につきまして、(2)のところですが、これまで十分な取組ができておらず、特に重点的に取り組む必要があります。本県では社会人が高いレベルで競技に取り組める環境が、男子ホッケーのセルリオ島根、女子サッカーのディオッサ出雲、山陰合同銀行の女子バドミントンなど限られた競技しかありません。このため、大学で優秀な成績を収めた選手が本県に帰らず、県外の社会人チームで活動する状況がございませぬ。本県に戻り競技を続けていただくためには、社会人クラブチームなどの受皿が必要です。

ただ一方で、社会人チームをつくり強化をするとすると、女子ホッケーやラグビーなど全国リーグへの参加が必要となる競技も多く、チーム運営に莫大なお金がかかり、本県では現実的ではありません。実現可能性がある競技を絞って取り組む必要があります。また、本県に有望選手が少ないものの、2、3人選手がそろえば入賞が狙える競技、例えばアーチェリーとかセーリングとかローイングなどについては、企業へ複数選手の雇用を要請し、必要に応じて県外出身の選手も含めて受け入れていただくことも必要です。こうした受皿確保を目指す競技を選定し、競技団体、企業、市町村などと連携して取り組んでいきたいと考えております。そのためには、選手の受皿となる企業の確保、活動拠点の周辺での住居の確保、活動を支えるスポンサーの確保などが必要です。こうした環境を整えることは容易ではありませんが、今後しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

私からの説明は以上です。

○須山委員長

清山宍道湖・中海対策推進室長。

○清山宍道湖・中海対策推進室長

委員会資料18ページをお願いします。宍道湖及び中海に係る第8期の湖沼水質保全計画（素案）に対するパブリックコメントの状況について、報告させていただきます。9月の常任委員会において、今年度策定予定である宍道湖及び中海に係る第8期の湖沼水質保全計画（素案）について、パブリックコメントを実施することを報告しました。その状況等について報告させていただきます。

パブリックコメントは10月1日から31日までの1か月間実施し、既に計画素案に反映しているものや計画素案とは直接関係しないものなどを含め、全部で19件の意見が寄せられました。主な意見とそれに対する対応について、次の表にまとめております。

まず、ア、環境基準・水質に関することにつきまして、水生生物の生息や水辺の親水性に関わる底層溶存酸素量や沿岸透明度を目標値として設定すべきであるという意見につきましては、9期以降の指標の設定に向け検討するため、8期の計画期間中にまずはモニタリングを実施し、現状を把握することを既に計画素案に記載しているところです。

次に、イ、水質保全対策に関することについてです。1つ目は、水質が良くなったという実感が湧かないので分かりやすく発信することが必要という意見につきまして、湖沼の現状につきまして、8期計画を周知するパンフレットの配布などを通じて分かりやすく発信することとしております。

2つ目、宍道湖・中海を地域資源として活用する点に注力する必要があるとの意見につきましては、来年はラムサール条約登録20年の節目を迎えることもあり、これまで以上に情報発信に努め、住民の関心が高まるよう取り組むこととしています。

3つ目、長期ビジョンに示す「豊かできれいな」は実現できない目標であるという意見につきましては、多様な生物をはぐくむ豊かさと良好な水環境の実現を目指していることを既に計画素案に記載しているところです。

計画案の反映ですが、まず、島根県が実施したパブリックコメントの意見について、計画素案の修正は必要ありませんでしたが、御意見は今後の取組の参考といたします。

次に、鳥取県が実施した中海に係るパブリックコメントの意見のうち、計画素案を修正するものがありました。これにより、宍道湖についても同様に修正をいたします。具体的には、年号表記が和暦のみでどれだけの期間が経過したか分かりにくいとの意見があり、西暦を併記することとしました。また、新たに計画に盛り込んだ項目について、その背景を追記したほうが分かりやすいとの御意見がありましたので、追記することとしています。その上で、11月27日に開催した環境審議会湖沼水質保全計画検討部会において、パブリックコメントに寄せられた意見とそれに対する考え方を報告の上、計画素案を修正した計画案について審議いただいたところです。

3、今後の予定につきましては、12月20日に開催を予定している環境審議会において答申を取りまとめていただく予定です。その後、年内に関係市町の長からの意見聴取、河川管理者である国との協議及び中海について鳥取県との協議、これらの法定協議を踏まえまして、1月中には環境大臣協議に向かいたいと考えています。環境大臣の合意は3月の半ば以降と見込んでおりまして、年度内に計画を策定し公表する予定としております。以上です。

○須山委員長

ただいま説明がありましたが、質疑等はございませんか。
岸委員。質問は一括でお願いします。

○岸委員

私のほうからは、16ページの部活動の地域連携・地域移行の関係ですけれども、ちょっと教えていただきたいのは、これは恐らく3、4年ぐらい前から随分文部科学省のほうから言われていて、かなりこれは進んでいるところもあると思うんですよ。もう既に方針を立てているところもある、市町村はあると思うんですが、これをあえて今、県がこの会議を設けて方針をつくっていくっていうのは、国からの何か指導とかそういうのが来ているからっていうことですか。まず、これを、方針を立てられようとしている経緯というか、そこをちょっと教えていただきたいです。

○須山委員長

青木スポーツ振興課長。

○青木スポーツ振興課長

方針を立てた経緯ということでございますけれども、令和4年の12月に国のほうはガイドラインを示しております。その中において、県、市町村それぞれにおいて、考え方や方針、スケジュール等を立てるということになっておりまして、委員がおっしゃったとおり、益田市などはつくっておられると思います。ほかの市町村におかれても、国の補助金を使って実証事業を繰り返してやっていたところもあります。ただ、全体的にはまだまだ多くの市町村の取組は進んでいない中で、検討委員会の中でも市町村のほうから、県としてまず考え方を示してほしい、方針を示してほしい、それを踏まえて市町村においてもというところの意見はありました。そうした中において、検討会とか市町村意見交換会を令和5年度から繰り返してまいりましたし、いろんな講演会等々で勉強会をやった上で検討会を設置して、このたび県としての方針をまとめたという経緯でございます。

○須山委員長

岸委員。

○岸委員

どこの市町村でも方針を策定されるように持っていくんだっていうのはある意味分らないでもないですが、もう既に、地域移行も含めて、外部指導員なんかも含めてかなり進んでいる自治体があって、そういうところが今さらこういう会議をつくられて、検討委員会をつくられて、どうなんですかね。やっぱり県内でも進んでいる地域なんかを参考事例として捉えて、それを県内全体で共有する、そういうことになろうかなというふうには思っているんですけれども、今、地域移行の状況っていうのは県内ではどのような形になってますか。

○須山委員長

青木スポーツ振興課長。

○青木スポーツ振興課長

県内で進んでいるところというのと、雲南市とか、先ほど申し上げた益田市などは方針をつくって進めておられます。今回、県が協議会をつくるというか、それぞれ市町村が主体でつくっていただいて、県もそれに必要に応じて参画しながら支援していくということで

ございますけれども、状況としては、益田市や雲南市、出雲市などは市町村との連絡会議で自分たちの取組なども報告していただきました。この間、いろいろ勉強しましたので、今回県の方針を踏まえてそれぞれ市町村において地域の中で検討していただくということですので、取組が進んどるところはそのまま次のステップというところに進んでいくものだと思います。

○須山委員長

岸委員。

○岸委員

ありがとうございました。この中では、島根県内でいえばやはり受皿がないところがあるわけで、そこのところが多分一番の課題かなというふうに思いますので、その辺重点的に取り組んでいただきたいなと思います。以上です。

○須山委員長

ほかに。

大国委員。一括でお願いします。

○大国委員

一つだけです。同じく部活動の地域移行に関わってですけれども、今回示されているこの案のところ、別冊のほうの4ページのところ、この図が非常に分かりやすいなと思っているんですけれども、部活動とはそもそも何かというと、教育活動の一環だということはこの間確認されてきています。地域移行に当たってこの表を見ると、地域連携型ということで、これは学校部活動に地域の指導者が加わってという、こういう図になっていますよね。その下の地域移行型ってということになると、これは学校とは別の地域のスポーツクラブ等のそういう形態を取る、いわゆる地域クラブ活動って書いてあるんですけれども、こういうふうになるわけですね。どこかの文章の中には、学校の部活動に参加し、そしてその学校外の、これ地域移行型に入ると思うんですけれども、そういう地域のクラブ活動にも参加できるようにするというふうになっています。それから、併せて高校入試のときの書類等に、いわゆる、これ、内申書と呼ばれるものかちょっと分かりませんが、学校での部活動に加えて、地域でのそういうスポーツクラブについてのものも評価に加えるというような記述があるわけです。

私、心配するのは、とりわけ中学生っていうと、まだ体も心も発達の途上にある子どもなんですよね。高校生ぐらいになると大人に大分近づいてきているという感じがあるんですけれども、中学生ってなると、これから部活動のガイドラインもつくられて、土日のうちどっちは休みましょう、平日は何時まで、平日も休みの日を設けましょうということで、この間、部活動の教員の負担軽減とともに子どもたちの負担の軽減も図られてきたというのが今の経過だと思うんです。そういう中であって、この地域移行に併せて学校の部活動、それから地域移行型で地域のクラブ活動とあって、両方いいよということになると、この部活動のガイドライン、主に休日、休息等を定めたものが崩れるんじゃないかということも若干危惧するわけです。

ここに策定の趣旨、目的で書いてあるという、このとおりだと思うんですよね、このとおりだと思うんです。やっぱり本来スポーツだとか、芸術文化だとかっていろいろのものがあって、生涯通じて楽しんだり取り組んだりするもので、その選択肢を子どもの

時代からいろいろ提供すると、これは一生かけて楽しめる。これは非常に意義があると思うんです。ただ、冒頭申し上げたとおり、発達の途上にある中学生が例えば何か競技をはじめるとする。夢中になるんですよね、一生懸命になる。悪いことじゃない、一生懸命になる。そうすると、気がついたときには休日も特定のスポーツに一生懸命になり、学業がおろそかになりっていうのも、これも本当はしっかりやらなきゃいけませんけれども、本人が望むならそれでよしとしていいのかということなんです。例えば、ずっと学校に行き、土日のどちらか部活動をやり、また地域のクラブ活動をやり、こう、多忙になってくるんですよね。じゃあ、本人が選択するならばそれでよしという考え、私は中学生っていうその年代考えると、大人の側が一定の規制というか導きをしていく必要があるなというふうに思うんです。

なので、何が言いたいかというと、つまり、部活動ガイドラインで実践されてきたような子どもたちの休息をしっかり確保できるように、この地域移行はいいんだけど、課題も多い。じゃあその一人の子どもに着目したときに、毎日部活動に取り組んでいる、あるいは地域クラブ活動に取り組んでいるということのないように、きちとこう、一人の中学生、子どもたちが適度に、部活も含め、地域のクラブ活動も含め、きちと休みが取れるような体制には最低でも持ってほしいなというふうに思います。これから様々な議論がされると思うので、まだ固まったものではないので、ぜひそういう視点も持って今後の取組を進めていっていただきたいなというふうに思います。お考えがあればお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○須山委員長

青木スポーツ振興課長。

○青木スポーツ振興課長

先ほど大国委員がおっしゃったことも含めて、地域の中において、まずは子どもたちのためによりよい環境をという目標でやっていこうというところが今回の方針のはじまりです。先ほど子どもの休息の件をおっしゃいましたが、例えば講演会なんかでは、大学の先生などに講演いただいた中で、そもそもスポーツは、生涯スポーツの入り口としてリフレッシュしたり、それぞれ余暇で心身ともに健やかに育みたいなところという、それは休息ではないのか、平日と休日のどちらか休めっていうのは、そもそもスポーツなのか、それは競技スポーツを前提とした議論じゃないのかみたいな投げかけもいただきました。おっしゃるとおりだなと思っておりまして、ただ、部活動っていうのは教育活動の重要な1つというところは共通認識であると思うので、学校に何を残すのか、あと、学校の外に何を担っていただくのか。あとは生徒の視点から見ると、例で聞きますと、平日は学校の先生に教えていただいて、週休日になると何か違った人が来るのがちょっとなかなか難しいみたいな声も聞いております。そういった声をいろいろ聞きながら、関係者がいろんな視点で子どもたちのためを思って考えていくというのがスタートかなと思っておりますので、そこら辺は議論の中でしっかりとやっていきたいと思っております。

○須山委員長

大国委員。

○大国委員

これ以上は答弁求めませんが、要は過熱化し過ぎると、おっしゃったとおり、楽

しみが、大人でいうと仕事みたいになってしまいがちなんですよ。だから中学生という発達の途上にある子どもたちの対応として一番ふさわしいものは何かというところを教育委員会も含めてよく議論して、スムーズにというか、無理のないように移行するのが理想かなというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。答弁は結構でございます。

○須山委員長

高橋委員。

○高橋委員 8ページの島根県民いきいき活動促進基本方針の改訂についてになるんですが、何回かNPOの関係で一般質問をさせていただいているんですけども、全体的に県のNPOに対する支援体制っていうのはまだまだ弱いのかなと思いました。その1つの理由が、私などは中山間地域に居るんですけども、中山間地域のほうでいろいろやっているんですけども、多分、書いてあるように、担い手不足とか、しだいに弱くなっているんですね。本当に島根県っていうのは、いわゆる地域の方々が互助制度で互いにこの人口を守っていくという姿を持っているんですけども、その半面、自治会自体の高齢化によって機能がどんどんどんどん下がってきているわけです。一方で、今までシルバー人材センターなんかいろいろ救いの部分で活動していたんですけども、定年延長とかそういう関係でそのメンバー自体も減ってきていて、今まで頼んでいたことが、シルバーセンターでできなくなってきたということを言われているわけです。そうなってくると、なかなか地域だけで人を確保できないということで、ああして特定地域協同組合とかいろんなものもできているんですけども、もう一つ、やっぱりこうしたNPOの活動っていうのは非常に大事なところなんですよ。ただ、NPOがその地域だけで活動するっていうことが、ほぼ不可能になってきたので、そういうのでいくと、基本的にいろんな目的を持った組織をやっぱり育てていかないと。それが中山間地域の特定の地域を支援していくような形をつくっていかないと、本当に人づくりとかなんとかをNPOだけの考え方でやっていくというのは多分不可能なものですから、そういう部分でいうと、先ほど言いましたように、県全体でもっとNPOを育てていくっていうんですかね、そういう受皿になって育てていくっていう積極的な進め方をさせていただきたいと思っております。

それから、ああしてNPO等の活動については非常に資金が少ないということがあるんですけども、これも繰り返すようですが、地域にいろいろ企業がそろっているということがあるもんですから、そうした足長おじさんを求めていくとなると、企業があるところだけを財源的に見ていくとやっぱりそれでもカバーできないものですから、これも国に返すようですけども、やっぱり島根県全体としてのそうしたフォローアップができるような積極的な取組をしていただけないかということです。もし何か意見がありましたらよろしく願いいたします。

○須山委員長

安達NPO活動推進室長。

○安達NPO活動推進室長

高橋委員から御意見いただきました。今、定年延長もある中で地域のほうで、なかなか人材確保ができないというところがございますけれども、今回の来年度からの方針の施策の中で取組の1つとして、例として挙げておりますけれども、多様な主体の人材を活用できる仕組みづくりということで、我々もこの方針の作業をする中で、定年延長ある中で人材

の確保がなかなか難しいな、今まで以上に難しいなというところは非常に作業する中で思っておりまして、この中での想定は、圏域の中で、NPOだけではなくて、例えば民間の力も借りながらそういった地域課題を解決できるような仕組みにできないかということで考えておりまして、それは圏域で考えてはいるんですけども、その圏域の中でカバーできなければもう少しカバーできる範囲を広げて、その地域課題を解決できるような体制に持ってきていたいというふうに思っております。

もう一つ、県全体でNPOを育てていくというところですけども、今、我々も様々な施策をしているところございまして、今の創生計画の一番核となるKPIをNPOの認証数ということにしております。これは増やすのではなくて現状維持をするということで、といいますのも、ここ5年、過去5年のところの設立、さらに遡って5年前と比べると、設立がやっぱり減っておりますし解散が増えています。というところからなかなか維持するというところは難しいんですけども、これについてもこれまでの、今回でいういわゆるベーシックな取組のところになるんですけども、基盤整備によって解散しないように取り組むということと、あと、研修等によって新たなNPO法人を立ち上げるというところで、そのNPO数っていうのを維持していきたいと思っております。

最後、活動資金について足長おじさんというお話もありましたけれども、今日御説明した基金登録団体の登録促進ですとか、サポーター企業の登録促進というものがありますけれども、県外のほうで県人会というところもありまして、既にそういったところにも、県内だけではなくて、外にもちょっと出向いていって活動資金を確保するというような取組もしています。今、既にやっておりますけれども、クラウドファンディングということで、これは当然県内だけではなくて県外の方にも支援いただくようにと、活動に共感をいただいて支援をいただくということで取り組んでおりますので、こういったことを引き続き取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○須山委員長

高橋委員。

○高橋委員

ありがとうございました。言われることはよく分かりますし、そういう活動をされてるってこともよく知っているんですけども、ただ、やっぱり地域振興部との連携を取りながら地域の課題っていうのも、やっぱりNPOの中で地域課題を解決できる方法っていうのも結構あるものですから、若い方が結構地域活動もされていますので、そうした関係等をさらに強くしながら、県のほうからこういう課題がこの地域にあるんだよということをメッセージ的に伝えながらまた考えてもらおうという、そういう幅広い活動をぜひともお願いしたいという期待を持って言葉とさせていただきます。

○須山委員長

ほかに。

野津委員。

○野津委員

先ほどのNPOの認識のところ1点と、あと宍道湖・中海の件で1点。

まずNPOですけども、先ほど高橋委員がおっしゃったことの中にも通ずるものがありますけれども、課題の中でも活動資金の確保ということがありますが、とかくやっぱりそ

うという言葉が前面に出てくると活動資金の確保ということに逆に注力をし過ぎていて、NPO法人自体のその体力がないところでさらにそっちにまた手を取られ、人の手を取られ、本末転倒というか、ああいうことをやっぱり県と市町村が、誰のために何のためにちゃんとそれがいいのかとか、やるのかとか、そういったところ、まずしっかりNPO法人さんを認めてあげてというか、共感してあげて、まずは進んであげるところからがスタートでないかなというふうに思っていて、活動資金の確保と言われますが、そこら辺も含めて何が目的かっていうところをもう一回、市町村と県とNPOと目合わせをしてほしいなというところがまずは1点。

宍道湖・中海の件でパブリックコメントの中にもありましたが、もう少しPRしてはどうかということで、パンフレット等ということがあったんですけども、宍道湖には漁業権ありますけれども、ああいう水を使ったイベントというか、水に触れるとか、そういったイベントみたいなものでも非常にPRや訴求力にはなるんじゃないかなと思っていて、ここら辺の考え方を少しお聞かせください。以上2点です。

○須山委員長

安達NPO活動推進室長。

○安達NPO活動推進室長

野津委員から御意見いただきました。NPOの活動資金の確保っていうのが前面に立つのは、本来のNPOの趣旨からしてどうなのかというところの御意見だったと思います。委員がおっしゃるとおり、NPO法人については活動資金というのが、財源というのが主に会費と寄附になるかと思えます。NPO自身がそういった情報公開をすることによって社会貢献活動に対する理解と共感を広げて活動資金をまずは確保していくというものだと思っております。県がそういったところに対して広報を行ったりとか、安定した活動になるようにということで様々な取組をしております。ここで言っております活動資金の確保ですけども、社会貢献活動をしたいけれどもなかなかできないっていうところを県として支援して、生き生きと暮らせるまちづくりというところにつなげていきたいというところで、こういった施策を打っているというところがございます。そもそものNPOの意味合いというところにつきましては、これは年に2回、市町村の担当者会議を開いておりますので、そういったところを活用しながら目線合わせといいますか、市町村のほうにもそういったところで認識を深めていきたいと思っております。以上です。

○須山委員長

清山宍道湖・中海対策推進室長。

○清山宍道湖・中海対策推進室長

現在、例えば漁業団体あるいは行政またはNPO法人等、様々な団体が、水に関する、水に触れるイベントっていうのをされております。結局それは、それぞれの団体が広報をしているというところがあるかと思っております。来年、20周年の節目の年になりました、今検討しておりますのが、そういった様々な取組をされている団体さんたちに声をかけて、年間を通じていろんな団体がいろんなイベントをやっているよっていうことが、ある意味これより以上に一元的にといいですか、一緒になって周知、広報をしていくと、それによって住民の皆様にさらに興味関心を持っていただいて、今の宍道湖・中海の水環境、自分たちに何ができるかっていうことを考えていただける、そういったきっかけづくりに

なるような、そういった形で広報につきましてさらに強化していくことが必要ではないかというふうに考えているところです。以上です。

○須山委員長

よろしいですか。

ほかに。

嘉本委員。

○嘉本委員

第3期島根県スポーツ推進計画の策定についてというところでございます。実際は、もういろいろ会を開いて具体的な案ができていくんじゃないかなというふうに思うんですが、これを見る限り、家庭の役割といいますか、そういったものが書かれていないなというふうに思っております。計画の目標として、すべての県民がスポーツに関わり、スポーツの力で楽しく健康でいきいきと暮らせる島根ということで大変共感できるというか、目標だなというふうに思っております。我々一般の普通の子どもをも含め、大人も含め、子どもについていえばほとんどが家庭で過ごすわけでありまして、そういった家庭の中でスポーツの楽しさとか、あるいは家庭の中で楽しめるようなスポーツとか、そういったことについて、やっぱり楽しいよと気づきを持ってもらえるということが大切んじゃないかなというふうに思っております。家庭のことだから、家族のことだから、それは個人的なことだねと、個別のことだねということではなくて、そういった周りの環境を整えてあげるというのも一つ行政の役割じゃないかなというふうに思っております。そういった話がこの計画の中で出てきているのかどうか、どういうふうにお考えなのかということについてお考えを聞かせていただけたらと思います。

○須山委員長

青木スポーツ振興課長。

○青木スポーツ振興課長

先ほど委員から御指摘のあった件につきましては、本文のほうだと計画の構成上、ライフステージで幼児期から学童期、青年期と分けていますが、この中の幼児期、学童期、青年前期あたりについては、まさに保護者と子どもの関わりの視点を持って書かせていただいております。この委員会の調査テーマでもあった小さい頃からの運動遊び、そういったことの重要性ということですが、昨今、今の親世代もそういうことを経験しないままで、家において子どもとの関わりのやり方が分からないみたいな課題も、この検討会の中ではいろいろ出てきております。そうした視点については、題名としてはちょっと掲げておりませんが、ライフステージの中でその方向性というのは書かせていただいておりますので、それに基づいていろんな施策も考えていきたいと思っております。

○須山委員長

嘉本委員。

○嘉本委員

委員長報告にもそれが恐らく出てくると思っておりますので、ぜひお願いしたいというふうに思っております。私自身、還暦を越えまして、これからどうしようかなと、どこまで生きられるかなというようなことを考えるようになりまして、無理のない、しかも楽しいスポーツをやってみたいなというふうに思っております。

そういったことについて、示唆に富むような計画をつくっていただけたらなというふうに思っておりますので、併せてお願いいたします。以上です。

○須山委員長

ほかに。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項の調査を終了いたします。

この際、環境生活部全般に関し、委員の皆様から何かありましたらお願いします。

池田委員。

○池田委員

冒頭の部長のほうから挨拶があった中で、出雲市のほうから自転車競技場のことについて提案があったということでございますが、2点だけお聞きしたいんですよね。それで、来年早い時期に何とかしっかり精査してやっていただきたいというふうに思うわけですが、もし仮にできないような場合、今の現状の施設のバンクを含めた施設整備ですよ。それにどのくらいかかると見てらっしゃるのか。それともう一つは、もし県外でやった場合、その費用というのはどのくらいを考えてらっしゃるかということ。この2点だけ、今の段階で分かりますかね。

○須山委員長

美濃環境生活部長。

○美濃環境生活部長

できなかった場合、今の大田市にあるものということによろしいでしょうか。そちらのほうの整備、改修でいきますと、まず表面が、今、地震の影響などもあってかなりひび割れが出ておりますので、表面改修だけではなくて完全に1回はつって、基盤を整えた上で、下層、中層、表層みたいな形の整備をかけるんだそうです。これが3億円前後のところがかかってまいります。

また、今の場所ですと、そもそも今の国スポの開催基準に足りていない設備というのがあります。知事もよく言われる地下の通路です。そうしたものがない。これは、既存の土盛りをしたものに対してトンネルを掘って上がるような、こういう通路になりますので、結構なアプローチも取ることになります。これが金額的には2億円の前半ぐらいまでかかると見込まれます。

さらに、今の管理棟ですね。そのところからゴール、順位やなんか見たりするわけですが、そうしたところの改修であるとか、何よりも足りませんが、お金で解決ができないという意味合いにちょっと近くなりますけれども、周辺がなかなか仮設を持ってくるのが難しゅうございます。例えば、その仮設の施設を建てたら参加される方や機材とか運んでくる駐車スペースが取れないと、そうするとまたどこかに借りて、ピストン輸送をかけなきゃいけないとか、大会運営上もちょっと難しさがあって、既存のところを今の国スポ基準に合わせて直していくというのは、金額プラスアルファのところでは支障があるということで、当初の検討において、まず既存改修というのはちょっと検討順位を下げようと、できれば新しいところを探したほうが妥当ではないかというところで進んできたというのがあります。

それから、県外開催の場合ですけれども、近隣県でいきますと、鳥取に民間が使える自転車競技場がございます。ただ、こちらも地下通路等の全国競技団体が示しているレギュ

レーションを満たしていない施設でありますので、そのまま使わせてもらえるかどうかよく分かりません。

それから、プロの競輪場という意味合いでは岡山県、広島県、山口県の3か所ございます。ここをもし使うとなると、興行を一旦中断していただかなければいけませんので、その間の営業補償が出てきます。これがちょっと幾らになるかというのが交渉次第のところがありますので、幾らというのが言えません。

それから、県外開催になってまいりますと、今だと開催地として決まっております市町村の協力をいただけるんですけども、県外で開催するとなると、そこに我々もどこかのイベント会社みたいなところをお願いして、傭兵部隊として大会運営を仕切る人たちを持ってこななければいけませんので、これがどれぐらいの規模感になるかというところが、借りた会場にもよってきますので、端的に言えば、恐らくプレ大会あたりからその現地に駐在する我々のような職員、それが核になってオペレーションして何人連れてくるかというところで、やっぱりこれも1億円近い金がかかるんじゃないかなという感じはしております。

それで、一概に数字を今これぐらいということが言えなくて申し訳ないんですけども、直すことはできても、大会ができるかどうかという次のハードルがあるということです。それから県外でやる場合も、会場として使えるかもしれないんですけども、それに係る附帯経費というのが具体的な検討には、まだ我々としてみれば準備委員会で決議をいただいている自転車競技場については新設をまず第一として考えていこうというところにおりますので、次順位、第3順位のところの算定は、具体的にはまだしておりません。

○須山委員長

池田委員。

○池田委員

分かりました。連盟が最低でもと要望している、競技の練習としても使えるようなしっかりとしたバンクにしてもらいたいような形にするには、それでもやっぱり2億円ぐらいはかかるということは、了解でございます。多分、ほかの県の国スポのほうでもいろいろあるかと思えますので、またその辺を参考にしながら、またお願いいたします。

○須山委員長

よろしいですか。ほかにありませんか。

徳永環境生活総務課長。

○徳永環境生活総務課長

先ほど、一般事件案の指定管理者の指定のところ、嘉本委員から内閣府の重点支援交付金について活用してはという御意見をいただきましたけれども、当該交付金が指定管理料のうち人件費に充填されていることが確認できましたので、補足をさせていただきます。

○須山委員長

嘉本委員。

○嘉本委員

確認ですが、それも含めて、いわゆる環境生活部の公共調達について、この交付金が使われているかどうか、また教えていただけたらなというふうに思います。よろしく申し上げます。

○須山委員長

その他にございますか。

それでは、以上で環境生活部所管事項の審査を終了します。

執行部の皆様、お疲れさまでございました。

ここで一旦休憩を取りたいと思います。昼からの再開は、1時10分としたいと思いますので、よろしく申し上げます。

〔休 憩〕

○須山委員長

これより、健康福祉部・病院局 所管事項について 審査 及び 調査を行います。

はじめに、健康福祉部長のあいさつを受けます。

安食健康福祉部長。

○安食健康福祉部長

須山委員長、久城副委員長をはじめ、委員の皆様方には、平素から健康福祉部の各種施策の推進に格別のご支援とご協力を頂きまして、改めてお礼を申し上げます。

私からは1点お話をさせていただきたいと思います。

12月は、3日から9日までの期間が「障がい者週間」とされておりまして、この期間を中心に国、地方公共団体等において、様々な意識啓発の取組が行われます。本県も、この期間中、障害のある方に県立施設を無料開放するほか、関連事業として今年も「障がい者アート作品展」を開催いたしました。作品展は、先週12月6日金曜日から8日日曜日までの3日間県立美術館で開催し、すでに終了していますが、県内の障がいのある方から応募があり、審査をしまして約400点の絵画などの作品を展示させていただきました。

開催期間中は来場者数963人と多くの皆様のご来場をいただき、障がいのある方の自立と社会参加の推進、そして県民の皆様のご理解につながったものと考えております。

また、今月は、しまね海洋館アクアスでも16日月曜日まで、アクアート2024「うみ・いろ・かたち展」を開催をしております。10月に、障がい者施設の利用者や地元の小学生が水族館の生き物を見て感じたことを絵画などに創作したものを展示させていただいております。今後も作品の展示や観賞の機会を確保しまして、障がいのある方がその個性や能力に応じて表現する喜びを発信していただくことで、社会参加をしていただく環境をつくってまいりたいと考えております。

本日は、条例案、それから令和6年度の補正予算案のほか、一般事件案、各種計画の素案など報告事項8件について御説明をさせていただきます。

なお、本日、昌子次長が所用により欠席をさせていただきます。御了承いただきますようお願いいたします。

委員の皆様方には引き続き、御支援、御指導いただきますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○須山委員長

次に、病院事業管理者の挨拶を受けます。

山口病院事業管理者。

○山口病院事業管理者

病院事業管理者の山口でございます。須山委員長、そして久城副委員長をはじめ委員の

皆様には、日頃より県立病院に対しまして格別の御理解と御支援をいただき感謝申し上げます。

さて、中央病院では、11月12日から3日間、公益財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価の現地審査を受け、当院で行っている医療の質や安全に対する取組が一定水準を満たしているかどうかについて審査をいただきました。正式な結果通知は数か月後になりますが、当日の講評では幾つか改善事項の指摘を受けた一方で、質の高い医療を提供するためにチーム医療による診療が実践されている点や救急医療への取組、さらに地域への情報発信などにつきましては高い評価をいただき、病院スタッフ一同大きな励みになったところでございます。今後とも良質な医療の提供と患者サービスの向上のために引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

病院経営を取り巻く環境は激しい、厳しい状況ではございますが、職員一同、一丸となって県立病院の役割を果たすよう努めてまいりたいと思っております。

委員の皆様におかれましては、県立病院に対しまして今後とも格別の御理解、御指導をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○須山委員長

それでは、付託事業の審査を行います。

本委員会に付託された健康福祉部・病院局に係る議案は、条例案2件、一般事件案3件、予算案1件です。

はじめに、条例案の審査を行います。

第156号議案のうち関係分及び161号議案について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、説明してください。

宮本薬事衛生課長。

○宮本薬事衛生課長

それでは、私のほうから、第156号議案、島根県手数料条例の一部を改正する条例について御説明します。

1、改正の理由です。令和5年12月13日、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律が公布され、公布の日から1年以内または2年以内に施行されることに伴い、島根県手数料条例について所要の改正を行う必要がございます。

下の4、参考となっております改正法の内容を御覧ください。まさに本日改正、施行されまして、新聞で御覧になった方も多いかと思いますが、大麻取締法は大麻の所持や栽培等を規制する法律ではありますが、改正後、大麻草の栽培の規制に関する法律として、栽培等に特化したものに変更規制されることとなります。なお、所持等の取締りに関しては、麻薬及び向精神薬取締法で規制されます。大麻取締法においては、大麻取扱者として大麻栽培者、大麻研究者ございましたが、大麻研究者に関しては麻薬及び向精神薬取締法の麻薬研究者に含有されるため、今回から、大麻栽培者のみ、大麻草の栽培の規制に関する法律の大麻草採取栽培者として12月12日施行の中で取り扱われます。なお、令和7年3月1日施行の段階においては、第一種大麻草採取栽培者（知事免許）の部分と第二種大麻草採取栽培者（厚労大臣免許）の部分とに分かれます。そのうちの産業目的の栽培についてですが、今回の条例に係るところはこれでございます。

2に戻っていただいて、条例の改正概要ですが、まず、2の(1)大麻草採取栽培者(第一種大麻草採取栽培者)の免許に係る手数料の額が、法改正に伴う免許申請に係る事務処理時間の増により、6,700円から2万1,500円へ改定されます。(2)改正法の施行に伴う規定の整理として、法律名、大麻取扱者の名称、それから、その他引用条項の改正がございます。

3、施行期日ですが、公布の日から施行します。ただし、2の(1)及び(2)のイの(イ)については、令和7年3月1日から施行することになります。以上です。

○須山委員長

高田地域福祉課長。

○高田地域福祉課長

それでは、資料の2ページを御覧ください。第161号議案、島根県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

1の条例改正の理由についてですが、関係省令が令和6年10月1日に施行されたことに伴い、県条例について所要の改正を行う必要がございます。

先に資料の3ページを御覧ください。4の参考でございますが、こちらに条例の適用を受ける施設を記載しております。この条例は各施設の最低基準を定めた条例で、今回改正の対象としている施設は救護施設と更生施設です。救護施設とは、身体や精神上的の著しい障がいがあるために日常生活を営むことが困難な要保護者の方に対して生活扶助を行う入所施設で、県内に3か所、うち県所管施設は1施設ございます。更生施設は県内にございませんが、生活保護法では、救護施設と比べると障がいの程度が軽度の要保護者の方が対象となる入所施設でございます。

それでは、2ページにお戻りください。2の(1)改正の内容につきましては、救護施設は入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならないこととする。そして、更生施設は更生計画に代わるものとして入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならないこととするの2点でございます。なお、個別支援計画とは、各入所者が希望される生活の実現に向けてどのような支援を行っていくかを計画にしたものでございます。

次に、(2)の改正の経緯ですが、これまで救護施設では支援計画の作成が義務づけられておりませんでした。また、更生施設では各入所者に応じた更生計画の作成が義務づけられていたましたが、作成の方法は示されておりませんでした。現在、多くの救護施設と更生施設では個別の支援計画あるいは更生計画が作成され、入所者の支援が行われておりますが、それらの計画はそれぞれの施設における方法で作成され、支援内容の程度と範囲に差が生じておりました。この改正省令により、全ての救護施設及び更生施設で計画的な支援に当たることができるよう、個別支援計画の作成が義務化され、義務化に当たり厚生労働省は計画に記載すべき項目を示し、支援内容の程度や範囲の差を解消することとしております。

3ページをお願いいたします。施行期日は公布の日からとしております。なお、県が所管する救護施設では、既にこのたび示された個別支援計画に記載すべき事項を盛り込んだ支援計画を作成し、各入所者の方の支援に当たっておられますので、公布日施行として影響はないと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○須山委員長

ただいま説明がありましたが、質疑等はございませんか。

岸委員。

○岸委員

1 ページの島根県手数料条例の一部を改正する条例ですが、ちょっと分からないところがあるので教えていただきたいんですが、改正の理由のところに、法律が公布されて公布の日から1年以内または2年以内に施行されることに伴って書いてありますが、これは一番下の図でいうと、真ん中の令和6年12月12日に施行、今日ですね、これが法律から1年以内という意味で、多分右側が2年以内ということを表すものじゃないかなというふうに理解はしますけれども、それで、その上で3の施行期日、これは条例の施行期日ということであろうというふうに思うので、恐らく今議会の最終日、19日という意味合いになるかというふうに思うんですよ。そうしたところ、例えば12日に、法律が優先されるんでしょうけど、12日に法律が施行されて、県の条例は19日に公布され施行されるっていうことですかね。その点において別に不都合なことは起きないとは思いますが、その辺はどういうふうな、法令上っていうか、ほかにもそんなことがあるのかどうか。実際には、恐らくこの法律の公布があったときに担当省からこの日付で変わるっていう連絡が来たのが多分遅かったのかなとも思うんですが、その辺どういう経緯で今回この条例の提示になったのかっていうことを教えていただきたいです。

○須山委員長

宮本薬事衛生課長。

○宮本薬事衛生課長

まさにおっしゃるとおりでありまして、もともとこれは2段階の改正ということをお願いしておりまして、1段階、実のところ、本当にぎりぎりのところ、1年以内の最後の本日に施行という形になりまして、その前に、いろいろな細かいところを決めるところでパブリックコメント等も踏まえた後にいろいろな準備をしておったんですけれども、国が準備を進める中でいろいろ後手に回ったところがありまして、実際のところ、我々も9月の時点で1回目の改正に向けて変えていこうと思っていたんですが、不確かな部分が多かったものですから、2段階改定に向けて、そのちょうど多分2段階のほうに関してはこの3月になるだろうと思っておりまして、併せてこの時期に改正させていただくという形で方向性を決めた次第です。

○須山委員長

岸委員。

○岸委員

経緯は分かりましたけれども、本来、今回のこういう改正の場合はあんまり問題は起きないと思うんですが、もしかすると、ほかの条例改正に伴って逆に期間が違ってくるといった問題が起きるようなケースがあるんじゃないかなというふうに思うので、やっぱり本来はこういう時期がずれるやり方ってのは何かおかしいんじゃないかなというふうに私は思いますが、その辺国の責任は当然ありますので、特に回答要りません。

○須山委員長

ほかにありますか。よろしいですか。

それでは、採決を行います。

条例案2件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○須山委員長

それでは、お諮りいたします。第156号議案のうち関係分及び第161号議案について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○須山委員長

御異議なしと認めます。よって、第156号議案のうち関係分及び第161号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、一般事件案の審査を行います。

第166号議案、第167号議案及び第175号議案について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

内部健康福祉総務課長。

○内部健康福祉総務課長

それでは、資料の4ページのほうをお願いいたします。第166号議案及び第167号議案、健康福祉部所管、公の施設の指定管理者の指定について、説明をさせていただきます。

資料、1の(1)対象施設は、記載の東西2か所の県立総合福祉センター、(2)指定管理者の主な業務は、施設の使用許可ですとか維持管理など、(3)指定する期間は、令和7年度からの5年間でございます。

次の5ページをお願いいたします。指定管理者の選定につきましては、2の(1)にあります募集期間は記載のとおりでございます。(2)応募は現在の指定管理者からそれぞれございまして、(3)にありますとおり、10月の10日に指定管理者候補者選定委員会を開催し、面接審査を実施いたしました。その結果、(4)、東部はアイカム株式会社、西部は浜田ビルメンテナンス株式会社を指定管理者の候補として選定をしております。

次の6ページには、上段に面接の審査状況と、それから下段に指定基準のほうを記載をしておりますので、御確認をお願いいたします。

続きまして、7ページですけれども、7ページにつきましてはそれぞれの指定管理候補者の審査上の評価された点を記載しておりまして、応募者はいずれもこの施設の指定管理の実績を有しておりまして、条例で定められた住民サービスの向上や適切な維持管理等の指定基準を満たしていると認められます。

続きまして、8ページのほうをお願いいたします。第175号議案、隠岐広域連合規約の一部変更について御説明をいたします。

1、議会の議決を必要とする理由ですが、隠岐広域連合は規約の変更に当たりまして、地方自治法に基づき構成団体の議会の議決を経た上で、総務大臣に申請し許可を受ける必要がございます。

2、変更する項目ですが、(1) 処理する事務の変更として、介護保険事業につきまして、記載の事務を変更するとともに、広域連合と構成町村の実施する事務を明確化するものでございます。これにつきましては、県の関わりは直接はございません。(2) 負担割合の変更でございます。①隠岐病院事業費につきましては、高度な医療機能につきましては県負担となっておりますけれども、実績はなく、今後もその見込みがないので、今回この項目を削除するものでございます。

続きまして、9ページのほうですけれども、②隠岐島前病院につきまして、令和6年の8月から療養病床のみの病床区分に変更となったことに伴いまして、それに係る区分及び割合変更について変更するものでございます。これも県の負担はございません。変更の内容については次ページ以降に記載をしております。

3、施行日につきましては記載のとおりでございます。

4、今後のスケジュールにつきましては、12月に、今回、県も含めた各構成団体の議会で規約変更の議案の議決を経た後に、広域連合と総務省の間で手続が進められる予定となっております。

次のページですね、10ページ以降のところ、隠岐広域連合の規約の新旧対照表を載せております。左側が変更後になります。左側の第4条の(3)のところ、アンダーラインが引いてありますけれども、ここには先ほど申し上げた介護保険で新たに行う事務について規定をされております。

続きまして、11ページのほうですけれども、11ページの左側、別表の第1のところ、先ほどの介護保険の事務のうち、広域連合ではなく町村のほうで処理する事務について表のほうで記載をして、そこで明確にされる規定となっております。その下から別表の第2がございまして、次のページ、12ページのほうに、隠岐病院事業費と隠岐島前病院の事業費の管理運営費、建設費ごとの費用負担の変更について記載をしております。

私のほうからは以上でございます。

○須山委員長

ただいま説明がありましたが、質疑等はありませんか。

大国委員。

○大国委員

指定管理者制度について伺いたいと思うんですけれども、はじめに私の考え申し上げておきますと、そもそも公の施設は地方自治法第244条に規定されていますが、住民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供するための施設と、このように規定されています。今回、指定管理者の候補がいずれも株式会社であるわけですけれども、株式会社といえますと営利を目的とする会社です。公の施設を公共性を持たない民間会社に任せて自治体の責任が果たせるのかという点について危惧するものです。結論から申し上げます、反対です。

それはさておき、何点か伺っておきたいんですけれども、公の施設であるからこそ、そこで働いている労働者の皆さんが担っていただいている役割というのは公務なんです。今、官民ともに賃金の引上げ等が要請されていたり、あるいはハラスメントに対する様々な対応も当然に求められてきています。

指定管理をお願いする側として3点ほど伺いたいんですけれども、1つは、ハラスメン

トに関する取組がいかになされているのか。それから2点目が賃金の状況、とりわけ時給で最低の時給が幾らなのか、それから平均の時給が幾らなのかというところをそれぞれお示しいただきたいと思います。当然に最低賃金は上回っているものと思うんですけども、この間言われているのは、最低賃金が上がったとはいえ物価の高騰に賃金の引上げ自体が追いついていない、それからもっと言うならば、最低賃金の水準で、公の施設で働く労働者の賃金としてそれがふさわしいのかと、最低賃金の引上げは当然に必要なんですけども、やはり公務の一部を担っていただいているにふさわしいものになっているかということ、私はそうはなっていないというふうに思うわけです。賃金、処遇でいうならば、しっかり指定管理料に人件費部分を保障して、指定管理者に対して賃金の引上げを私は求めるべきではなかろうかなというふうに思います。

それから最後に、改正労働契約法に基づくいわゆる無期転換ルールの適用について、状況をお聞かせいただければと思います。無期転換ルールは、通算5年、有期労働契約が続いた場合、申込みがあれば無期雇用としなければならないというものです。この状況について3点お聞かせいただきたいなと思います。以上です。

○須山委員長

内部健康福祉総務課長。

○内部健康福祉総務課長

それでは、大国委員からの御質問に対して3点お答えをいたします。

まず、ハラスメントに関する対策についてでございます。ハラスメント対策につきましては、今回指定管理候補者にしました2社について、いずれも県のほうで確認をしておりますけれども、それぞれの会社がハラスメントに対する規定等を整備しております。それから、両方の事業者とも窓口を設置して担当者を置いております。それから、浜田ビルメンテナンス株式会社においては、ハラスメントに対する研修を実施しておるというふうに確認をしております。最初の質問については以上でございます。

それから、2つ目の質問、賃金の話ですけども、指定管理者が雇用する非正規雇用労働者の時給額について、直近のところで県のほうで把握しておる額を申し上げますと、アイカム株式会社が最低時給額については962円、それから平均時給額については1,033円というふうに確認をしております。それから、浜田ビルメンテナンス株式会社につきましては、最低時給額が1,020円、それから平均時給額は1,040円というふうにこちらのほうで把握をしております。

それから最後に、無期転換ルールの取組のところの状況について県のほうで把握している点を申し上げますと、アイカム株式会社のほうについては直近のところで対象となる方が2名いらっしゃいまして、この転換ルールに基づく転換者については現時点でいないということでございます。浜田ビルメンテナンス株式会社については、対象者がございませんで、転換者もなしということでございます。

それで、先ほどあった人件費、公の施設の管理にふさわしい人件費となっているのかどうかという点につきまして、今回指定管理の公募に当たって県のほうで事業費を積算する中で、これ県の統一ルールでもありますけれども、人事院勧告に沿った形で積算のほう、人件費のほうはアップしておりますので、それで一応応募をいただいておりますので、この点については基本的には適切な対応ができていかなというふうに

考えております。

私のほうからは以上です。

○須山委員長

大国委員。

○大国委員

最低時給額の報告いただきましたが、アイカム株式会社さんは962円と最低賃金なんですよね。先ほどの答弁の中で、人件費部分については人勧に基づいてということで、指定管理料に乗せているというようなお話があったと思うんですけども、そうすると、じゃあその事業者に対して賃金の引上げをやってくださいという要請はされているということになるわけですか。

○須山委員長

内部健康福祉総務課長。

○内部健康福祉総務課長

具体的に、今、この議論になっております職員の人件費を上げるような形になっているかどうかというところまでは、こちらのほうでは確認はしておりません。ですが、積算の中ではそれに対応するような事業費を盛り込んでおりますので、それに従って事業者のほうで対応していただけるものと考えております。今後、また事業者と、実際に指定管理がはじまった際には、新年度になってからになりますけれども、いろんな大体定例的に協議する場も持っていますので、そういうところを県のほうでしっかりウオッチしていきたいなというふうに考えております。

○須山委員長

大国委員。

○大国委員

県のほうでしっかり状況を把握するっていうのは当然のことなんですけれども、私が言いたいのは、公の施設で働く皆さんの賃金の引上げに県も責任を負うべきだと。最低賃金さえ超えていればいいという立場には立たないでほしいということなんです。だから、当然に、やはり公務労働者、公務労働の一翼を担っている方ですので、指定管理者制度自体が人件費も含む運営費でお願いして、その使い道っていうのは、当然、様々な労働法令の範囲の中で、その事業者が決められることなんです。そうなんだけれども、ウオッチにとどまらず、しっかり賃金の引上げをお願いしたいと。その分の費用っていうのは指定管理料に乗せているんですということをきちっと言ってほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○須山委員長

内部健康福祉総務課長。

○内部健康福祉総務課長

指定管理につきましては、最初の契約の条件の中で、先ほど大国委員が言われたところまでは、なかなか具体的に決めていないので、あまりこちらのほうから強く言うかどうかっていうのは、ちょっともう一回、その確認をしないといけませんけれども、趣旨についてはきちんと新年度に入ってから説明をして、なるべく賃金の上昇につながるような形にさせていただけるように話はしてみたいと思っております。

○須山委員長

大国委員。

○大国委員

これ以上は答弁を求めませんが、本質的に言うならば、その指定管理者制度の矛盾なんですよ。人件費も含めて管理運営をお願いしていると。その中で、どうやりくりするかってというのは、あくまでもそれは会社の判断だと。それが指定管理者制度の趣旨ですからね。そうはいつてもとということなんで、強弱という話がありましたけれども、これはもう指定管理者制度なんでお願ひするしかないと思うんですよ。ただ、その指定管理料には乗せていますと。だから、我々としては賃上げができるぐらいの経費は見ているんですから、ぜひそこは協力してほしいですということは強く言っていただきたいというふうに思いました。よろしくお願ひします。答弁は結構でございます。

○須山委員長

ほかにありますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○須山委員長

それでは、先ほど冒頭に大国委員のほうから第166号議案及び167号議案については反対だという意見が出ましたので、御異議のありましたこの166号議案及び167号議案については、個別に挙手により採決したいと思います。第175号議案については、その後、採決をいたします。

お諮りいたします。第166号議案について、原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○須山委員長

挙手多数。よって、第166号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、お諮りいたします。第167号議案について、原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○須山委員長

挙手多数。よって、第167号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、第175号議案について、採決を行います。

お諮りいたします。第175号議案について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○須山委員長

御異議なしと認めます。よって、第175号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、予算案の審査を行います。

第146号議案のうち関係分について、執行部から説明してください。

内部健康福祉総務課長。

○内部健康福祉総務課長

それでは、続きまして、資料の14ページをお願いいたします。令和6年度11月補正予算案（初日提案分）につきましては、健康福祉部関係分で2億1,000万円余を増額するものでございます。

次の15ページをお願いいたします。上段に補正内容を記載しております。高齢者福祉課の介護テクノロジー定着支援事業2億1,000万円余につきましては、9月補正で制度改正と増額補正を行ったところですが、要望が想定を上回ったところから、再度予算を増額するものでございます。

次に、下段の債務負担行為の設定でございます。総合福祉センター管理運営事業費につきましては、先ほど御説明いたしました2社への指定管理料として12億1,500万円余の債務負担行為を設定するものでございます。

私からは以上でございます。

○須山委員長

ただいま説明がありましたが、質疑等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○須山委員長

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第146号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○須山委員長

御異議なしと認めます。よって、第146号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

次に、請願の審査を行います。

文書表1ページに載せております新規に受理しました請願第19号、安定ヨウ素剤の事前配布率を上げるために新潟方式の導入の検討を求める請願についてです。

この請願をめぐる状況について、執行部から説明してください。

糸賀医療政策課長。

○糸賀医療政策課長

それでは、請願第19号をめぐる状況について説明をさせていただきます。

安定ヨウ素剤は、原子力災害時において放射性ヨウ素による甲状腺の内部被曝を低減させる効果がある医薬品であり、その配布については、国の原子力災害対策指針や関係通知、県の計画で定めているところでございます。原子力発電所からおおむね5キロ圏内、PAZにおいては、原子力災害時に放射性物質放出前に避難を開始することから、適時かつ円滑に服用できるよう事前配布を行うこととされており、おおむね5キロから30キロ圏内、UPZにおいては、県では施設敷地緊急事態以降、配布体制が整い次第、一時集結所等で緊急配布を行うこととしております。基本的にはUPZへの配布については、PAZと比べ避難までに時間的猶予があること、安定ヨウ素剤の効果を最大限発揮するため、服用タ

イミング等については国から指示があることなどから、希望者を除き緊急時に配布することとしております。

本県の安定ヨウ素剤の配布については、平成27年度からPAZの住民の対象とした事前配布会を開催し、平成28年度からUPZにおいても、緊急時に速やかに配布を受けることができない理由があり、かつ事前配布を希望される方のみを対象に事前配布会を実施しております。ただ、昨年度からは松江市、出雲市、安来市、雲南市において、薬局でも受け取りができるよう配布体制を整えたところがございます。その結果、現在の本県における配布状況は、PAZの配布率が41.0%、UPZの配布率が0.45%という状況でございます。他県においては、対象県の全てにおいて集合説明会で配布が行われており、それに加え、本県のように薬局配布を実施する県も徐々に増えている状況でございます。そして、新潟県をはじめ、幾つかの県で郵送配布を実施されている状況でございます。

郵送配布については、住民の利便性を高める有効な方法の一つではございますが、その一方で、医師による説明や専門職による確認等を担保する体制を確保する必要がありますので、本県においては現在、集合説明会と薬局での事前配布を行っているところでございます。

以上でございます。

○須山委員長

ただいま説明がありましたが、御意見等はございませんか。

久城副委員長。

○久城副委員長

事前に希望される方に配布する仕組みをつくるということは、これは必要なことだと思いますけれども、方法論に関しては新潟県も含めてほかの県の案件も検討しながら、関係する4市との調整もございますので、そういった意味で、趣旨採択としてはどうかと私は考えております。

○須山委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○須山委員長

先ほど久城副委員長のほうから、趣旨採択ということで意見があったところでございます。

この請願を趣旨採択とすることに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○須山委員長

なしと認めます。よって、この請願を趣旨採択といたします。

次に、陳情審査を行います。

文書表6ページに載せております新規に受理した陳情第99号についてです。この陳情は、保育現場の意見を受け止めた都道府県こども計画の策定、小規模民間保育所運営対策事業の継続、発達障がいのある児童に対する県内全域での障がいの判定業務体制強化及び保育人材確保支援事業の拡充を求めるものです。

この陳情をめぐる状況等について、執行部から説明してください。

宇治郷子ども・子育て支援課長。

○宇治郷子ども・子育て支援課長

それでは、陳情第99号をめぐる状況について御説明申し上げます。陳情は、国に対するものが大きく2件、県に対するものが4件、計6件となっております。

このうち、国に対する陳情につきましては、11月5日、6日の2日間、丸山知事が上京し、これらの内容を踏まえまして内閣府に重点要望を行いました。陳情の1と2については、人口減少、少子化が進む地域においても、保育の量の確保、そして質の改善を確実に実施できるよう、運用費単価、それから加算措置の充実など、財政支援の充実を図ることを要望しました。

次に、県に対する陳情の1についてですが、県のこども計画策定のための会議には、保育団体や保育所長、保護者代表など保育関係者にも御参画いただき、保育現場の状況を踏まえた計画となるよう御意見をいただいているところです。

次に、県に対する陳情の2についてですが、子どもの数の減少に伴い、事業の対象となる入所児童数が20人に満たない私立保育所は県西部を中心に増加しており、令和5年度は23施設であったのに対し、今年度は26施設と見込まれます。地域に必要な保育機能を確保することが重要であると認識しておりますので、こうした考えの下、来年度の予算編成過程で検討しております。

次に、県に対する陳情の3についてですが、発達障がい疑われる児童の判定が進み、適切な保育につながるよう、児童相談所や児童相談所以外の判定の活用について、引き続き市町村に呼びかけることとしております。

次に、県に対する陳情の4についてですが、本事業は労働者派遣事業者と委託契約を締結し、保育士等の派遣を実施するものでありますが、本県では委託を受けられる事業者が限られており、複数事業者と委託契約することは現実的に難しい状況です。一方で、本事業の活用は一部市町村に限られていることから、多くの市町村で事業が活用されるよう、市町村に保育団体の意見を伝えるとともに、運用、活用を提案することとしております。

以上でございます。

○須山委員長

ただいま説明がありましたが、意見等ございませんか。

大國委員。

○大國委員

県に対する要望のところで、1、2、3については、私は異論ございませんが、4のところで、先ほど説明もありましたけれども、保育士を人材派遣会社を通じて確保をしようとする。そのために、その場合の対象の人材派遣会社の数を増やしてほしいという、こういう要望なんですね。人手の確保に非常に苦慮されているというところは私もよく理解するところですが、人材派遣会社を通じてということになりますと、当然にこれは派遣会社にお支払いする手数料等もかかってくるわけです。人をどうやって確保するかという点で、本来であればハローワーク等を通じた公的なあっせん機関等で、やはり人に来てもらうというところがあるべき姿だと思うんです。これは人材紹介と同じ考えだと思うんです。そもそも、保育所が支払う派遣会社に対する費用というのは、これは元をたどれば、国から下りてくる公定価格というものになりますよね。そこが保育のためのお金が、言わば人

材派遣会社の手数料、利益というふうになってしまっていて、公定価格等の本来の趣旨、考え方からすると、そこはそれてくるものだというふうに思うんです。県のほうとしては、さっき答弁あったとおり、報告があったとおりだとは思いますが、やはりそもそも保育の運営費用をどうするのか、どういう使われ方が望ましいのか。それから、人の確保をどう進めていくのか。今、処遇改善等もやられてますけれども、これは依然として道半ばだと思うんですよね。そういう点での派遣会社に依存するというのは、私はこれは本来の姿からはかけ離れるというふうに思うんですけれども、この点についての見解をお聞かせいただきたいなと思います。というのが私の主張でございます。またの機会にいろいろ執行部とは意見を交わしたいと思うんです。趣旨はね、気持ちはよく分かります、よく分かる。ほかのものについては大賛成。ただ、この4番だけは、ちょっと私は納得いかないという点でございます。以上です。

○須山委員長

ほかにありませんか。

久城副委員長。

○久城副委員長

前回は趣旨採択をさせていただいています。基本的に、もうやられていることもありますし、先ほどの4番に関しても今検討している内容でもありますので、総合的に勘案して趣旨採択としてはどうかと私は考えております。

○須山委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○須山委員長

先ほど趣旨採択及び不採択の両方の意見が出ました。委員会の採決ルールとして、可を諮る原則により、趣旨採択を諮ることとなります。

それでは、お諮りいたします。陳情第99号を趣旨採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○須山委員長

挙手多数。よって、陳情第99号は、趣旨採択とすることに決定いたしました。

次に、文書表9ページに載せております新規に受理した陳情第102号、レプリコンワクチン中止などの意見書の提出を求める陳情についてです。

この陳情をめぐる状況について、執行部から説明をしてください。

宮本薬事衛生課長。

○宮本薬事衛生課長

陳情第102号、レプリコンワクチン中止などの意見書の提出を求める陳情について、めぐる状況です。ワクチンの承認は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、医薬品医療機器総合機構が有効性や安全性などを審査し、薬事・食品衛生審議会の答申を経た上で厚生労働大臣が行っております。

令和6年12月12日、本日現在、新型コロナウイルスワクチンは、レプリコンワクチンを含め4種類のメッセンジャーRNAワクチンと、組み換えたんぱくワクチン1種、合

計で5種類が承認されております。既に令和6年10月1日から定期接種が開始されておりますが、当然のことながら、この接種をされるかどうかは最終的に御本人の判断となっております。また、予防接種法に基づく予防接種を受けられた方に健康被害が生じた場合、疾病・障害認定審査会の審査、答申を経た上で、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、同法に基づく救済が受けられることとなっております。また、疾病・障害認定審査会の審査結果につきましては、厚生労働省のホームページで公開されております。

私のほうからは以上です。

○須山委員長

ただいま説明がありましたが、御意見等はございませんか。

久城副委員長。

○久城副委員長

ワクチンによる健康被害に関する調査や因果関係の判断及び救済については、予防接種法において国の責務とされておりますので、私は、本陳情については不採択とすべきと考えます。

○須山委員長

ほかにありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○須山委員長

ただいま久城副委員長から不採択という意見が出ました。そのほかに意見はございませんので、陳情第102号を不採択としたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○須山委員長

異議なしと認めます。よって、陳情第102号は、不採択と決定いたしました。

以上で陳情の審査を終了いたします。

次に、報告事項について執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

内部健康福祉総務課長。

○内部健康福祉総務課長

資料の16ページのほうをお願いいたします。島根県新型コロナウイルス等対策行動計画（素案）について説明をいたします。

1ページの1番、計画改定の背景と概要、それから、2番の計画の改定経過と今後の予定につきましては、前回、10月の常任委員会のほうでも大筋を説明をしております。その後の状況ですけれども、1番のポツの3つ目ところで太字で書いてありますけれども、計画策定の中で新型コロナ対応で明らかになった課題としまして、下の①病床や外来の逼迫ですとか、②保健所の逼迫、③医療と介護の連携などにつきまして、県のほうで検討し、行動計画の今回の素案に盛り込んでおります。

それから、2ポツの2つ目のところ、10月の常任委員会の報告、その後に、市町村のほうに対して意見照会を行いました。これは計画全体を所管しております防災部のほうか

らまとめてやっております。11月のところでは、医療審議会（感染症部会）を開きまして、専門家から意見を聴取しております。その結果、右側に囲んでありますところで4つほど意見を書いておりますけれども、こういった意見をいただいております、こういった意見を踏まえて、今後、策定作業を進めていきたいというふうに考えております。

次の17ページをお願いいたします。3番として、計画素案の概要でございます。計画自体は本日も別に添付しております。百数十ページのものになりますけれども、概要のほうをこの資料で説明をさせていただきたいと思っております。計画のほうは3部構成になっております。

第1部のほうは、新型インフルエンザ等対策特別措置法と県行動計画と題しまして、法律や県の計画の意義ですとか、国や県の体制について具体的に示しております、右側のポツの3つ目にありますけれども、国が政府対策本部を設置したときには、島根県では島根県新型インフルエンザ等対策本部を設置、それから、健康福祉部内に保健医療福祉調整本部を設置することなどを記載しております。

それから、中段、第2部のところでは、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針と題しまして、政府の行動計画、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本方針に掲げられております下記の13の対策項目ですとか、準備期、初動期、対応期に分けた対策の実施などの方針を具体的に記載しておりますところでございます。

それから、下段、第3部のところでは、新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組と題しまして、先ほど申し上げた13項目のうち健康福祉部で所管をしております対策の中で、ポイントとなる2項目を中心に今回説明をさせていただきますと、右側のほうの表にありますけれども、⑧の医療分野におきましては、準備期におきましては、最初のポツですけれども、予防計画に基づく医療体制の整備をしていくことなど。それから、中ほど、初動期につきましては、相談・受診から入院までの流れを早期に整備していくことなど。それから、右側、対応期につきましては、ポツの1つ目、医療提供体制を段階的に拡充していくことなどを具体的に取組として掲げております。それから、その下、⑩保健分野に関しましては、準備期のポツの2つ目ですけれども、地域の専門職（保健師等）の人材バンク、IHEATといいますけれども、これの運営ですとか研修を行っていくことなど。それから、初動期につきましては、IHEAT等の応援職員によりまして、有事体制へ迅速に移行するための準備を行っていくことなど。それから、対応期につきましては、IHEATに対する応援要請を行うなど、迅速に有事体制に移行していくことなどを具体的に取組の考え方として記載をしております。

続きまして、最後、18ページですけれども、先ほど申し上げた県の体制を具体的に計画に盛り込んでおるものを記載しております。左側につきましては、有事の際には島根県新型インフルエンザ等対策本部を設置します。知事を本部長にしまして、各部の事務分掌を記載しております、具体的にこうした体制を進めていく。それから、健康福祉部につきましては右側、保健医療福祉調整本部を設置します。これにつきましては、この8月に要綱を整備しております。健康福祉部長を本部長に、各課の役割等を具体的に計画のほうに記載して、こうした体制で対策を進めていくという考え方にしております。

私のほうからの説明は以上でございます。

○須山委員長

岩崎青少年家庭課長。

○岩崎青少年家庭課長

続きまして、19ページをお願いいたします。島根県社会的養育推進計画（素案）について御報告いたします。

まず、1番の（1）、この計画の背景でございますが、令和4年改正児童福祉法で、児童等に対する養育環境の支援強化と児童の権利擁護を図られた児童福祉施策の推進のための法改正がなされ、今年3月に国から発出された策定要領に基づき、現計画の全面的な見直しを行ったものです。なお、計画の見直しに当たっては、分野ごとに4つのワーキンググループを立ち上げ、里親会、児童福祉施設、学識経験者、児童相談所、庁内関係課などに御参加いただき、まずは地域の実情や将来的な課題など、御意見を頂戴しながら文案をつくり、その後、策定検討委員会で御審議いただくという2段階での策定作業を行い、本県の実情を反映した独自の計画となるよう、丁寧に策定を進めてまいりました。

（2）の計画の位置づけとしましては、代替養育が必要な子ども数を見込んだ上で、県における社会的養育体制整備の基本的な考え方を示したものです。見直しに当たりましては、子育てに不安や困難を抱える家庭への支援の充実や、里親、ファミリーホームへの委託の推進、社会的養護経験者等の自立支援など、現状や課題を踏まえた上で、県、市町村、里親、施設等が取り組むべき事項を示しております。

（3）計画の期間は、令和7年度から11年度までの5年間となります。

2番、計画の内容につきまして、まず、本計画では、目指すべき将来像を「すべての子どもたちが、笑顔で安心して暮らせるしまね」としております。

（2）の基本政策では、3つの柱を立て、1番目、虐待の未然防止と早期発見、早期対応では、右側の主な内容としまして、市町村のこども家庭センターでの相談支援体制の充実や、虐待予防につながる妊産婦等へのきめ細かな支援について記載しております。2つ目の柱、社会的養護を必要とする子どもや家庭への専門的で適切な支援の実施では、主な内容としまして、まずは子どもが家庭において健やかに養育されるよう、家庭を支援していくことと、家庭での養育が難しい場合には、里親や施設などで家庭と同様な環境の下で子どもが健やかに成長できるよう取り組むべき内容を記載しております。具体的には、里親支援センターの設置などによる里親委託の推進や、施設の小規模化や多機能化や機能転換、施設などを退所した社会的養護経験者等への自立支援について記載しております。3つ目の柱となります3番、当事者である子どもの権利擁護では、子どもの権利擁護への取組や児童相談所の一時保護所での意見表明支援の実施について記載しております。

最後に、スケジュールでございますけれども、これまでワーキンググループや策定検討委員会を3回開催しておりまして、この後、12月17日から1月10日までパブリックコメントを行い、3月までに計画を取りまとめていきたいと考えております。3月には本委員会において計画案を御説明させていただきます。

なお、本日、資料2で計画素案を添付させていただいておりますので、御覧いただければと存じます。

私からは以上でございます。

○須山委員長

高田地域福祉課長。

○高田地域福祉課長

それでは、資料の20ページをお願いいたします。第5期島根県地域福祉支援計画（素案）につきまして御説明いたします。

1の計画策定の背景でございますが、現行の第4期島根県地域福祉支援計画の計画期間が今年度末で満了いたします。

2の計画の位置づけですが、市町村の地域福祉計画の推進を支援するための計画であり、福祉の各分野における地域福祉に関して共通して取り組むべき事項を定め、現在策定中の島根創生計画を上位計画といたしまして、福祉分野の各計画との連携を図り、地域福祉を総合的に推進していく計画といたします。

3の計画の期間、こちらは来年度から5年間。

4の計画の内容でございますが、「誰もが、住み慣れた地域で、互いに支え合いながら、安心して、生きがいを持ち、自分らしく暮らしていける地域共生社会の実現」、こちらを基本目標に掲げ、この基本目標の達成に向けた施策体系として、安心して各種サービスを受けることができる環境づくり、福祉を担う人づくり、福祉のまちづくり、この3つの基本施策を掲げ、その下には御覧の項目を設けて施策を進めてまいります。

(3)の計画に新たに盛り込む主な内容、こちらは、1点目は、地域住民の支援ニーズが複合化・複雑化する中、相談を一括して受け止め、解決に向けて包括的に支援する体制の整備に向けた取組、そして、福祉・介護人材確保の取組のさらなる充実。3点目としては、災害発生時の福祉支援体制の強化、以上でございます。

5の計画策定のスケジュールですが、10月には各市町村と市町村社会福祉協議会から御意見をいただき、11月には島根県社会福祉審議会地域福祉専門分科会で素案を御審議いただいたところです。今月、パブリックコメントを実施し、県民の皆様からの御意見を踏まえ、計画案について必要な修正を行い、地域福祉専門分科会でまた御審議いただき、第5期島根県地域福祉支援計画を策定してまいりたいと考えております。

続きまして、資料の21ページを御覧ください。令和6年度島根県子どもの生活に関する実態調査の主な結果につきまして御説明させていただきます。

1の調査概要ですが、子どもの生活に関する現状・意識等を把握し、子どもの貧困対策における効果的な支援のあり方を検討するための基礎資料とするため、県内の小学5年、中学2年、高校2年生の児童生徒と保護者の方々を対象に、学校を通じて調査票を配布、回答はウェブでしていただき、約1万件の回答がございました。

2の調査結果のまとめですが、この調査では、生活困窮世帯とそうでない世帯とで子どもの状況が比較できるように、保護者の回答から、低所得などの3要素により世帯を区分しております。具体的には、カラーの図でオレンジ色の部分、3要素のうち2つ以上に該当した世帯は生活困窮層、いずれか1つ該当した世帯は周辺層、そして、オレンジ色と斜線の部分を合わせて生活困難層としまして、黄色の部分、いずれの要素にも該当しなかった世帯を非生活困難層として、保護者や子どもさんの回答をクロス集計して、結果をまとめております。

それでは、調査結果ですが、22ページをお願いいたします。まず、生活困難の状況ですが、令和元年度に実施した前回調査と比較して、生活困難層に該当する世帯の割合が高くなっております。また、右の図ですが、生活困難層を世帯状況別に見ますと、母子家庭、

父子家庭での割合が高く、特に母子家庭では約8割が該当しておりました。次に、②ですが、コロナ前と現在の生活の変化を比較しますと、収入が減ったと回答された割合は、母子家庭、父子家庭で高い割合となっております。そこで、公的支援の認知度や利用状況を③に記載しておりますが、就学援助制度や生活困窮者自立支援制度、また、ひとり親を対象とした貸付制度の認知度や利用は十分とは言えないといったような状況でございました。

次に、23ページをお願いいたします。子どもの生活状況ですが、朝食を毎日食べない子どもはいずれの層にも一定数おられますが、困窮層の世帯の子どもは比較的高い割合となっております。②は、放課後に1人で過ごすことが多い子どもの割合ですが、小・中学生で生活困難層は、非生活困難層よりも割合が高くなっており、下の図ですが、世帯状況別に見ますと、最も年齢が下の小学5年生では、母子家庭と父子家庭で割合が高くなっております。

続いて、24ページをお願いいたします。過去1年間に子どもを受診させなかった経験がある保護者の割合につきましては、生活困難層は非生活困難層より割合高くなっており、右端の図ですが、母子家庭での割合が高くなっております。受診させなかった理由、こちらを記載しておりますが、いずれの層でも、多忙で医療機関に連れていく時間がなかったという理由が最も高くなってございました。

続いて、25ページをお願いいたします。勉強がほとんどわからない、わからないことが多いと回答した子どもの割合、こちらは生活困難層は非生活困難層より高くなっておりますが、そうした中でも右端の高校生の回答で、困窮層についてですが、ほとんど分からないなどと回答された生徒さんは、前回調査から8.8ポイントほど減少しておりました、非生活困難層の割合に近づいておりました。次の下の図ですが、ほとんど分からないなどと回答した割合は、小学生では母子家庭で、中学生では母子、父子家庭でそれぞれ高くなってございました。

続いて、26ページをお願いいたします。学習塾に通いたい、あるいは通いたいが通えるところがないと回答した子どもの割合、こちらは小・中学生で生活困難層は高くなっております。また、下の図、保護者のほうに聞きました。勉強を無料・低額で教えてくれる場所の利用意向、これはいずれの層でも高い割合となっておりますが、生活困難層はより高い割合となっております。

27ページをお願いいたします。高校生の進路希望では、生活困難層は、非生活困難層に比べて高校までと回答された割合が子ども、保護者の両方で高くなっております。また、一番右の図ですけれども、進路を考える時期となる高校2年生で進路がまだ分からないと回答した割合は、母子家庭の子どもさんで高くなってございました。④につきましては、博物館・科学館などに行くなど、子どもの体験の機会の有無を保護者に聞きましたが、そういった機会がないと回答された保護者の割合は、生活困難層で高くなっております。右の図ですが、母子家庭、父子家庭で高くなってございました。

続いて、28ページから30ページまででございますが、保護者に、県、市町村に力を入れてほしい事柄を聞いておりますが、小・中、高校生のいずれの層の保護者とも、子育ての経済的負担の軽減、そして働きやすい環境づくり、学校に求める心身の健康と確かな学力と回答された割合が高くなっております。また、中ほど、困窮層では、ひとり親家庭への支援の割合が高くなってございました。

続きまして、31ページから32ページでございます。今度は子どもさん、小・中学生に、大人にしてほしいことについて聞きましたが、いずれの層でも、親の労働環境の改善や医療への期待、それから学校での学力の定着などと回答された割合が高くなるとともに、家や学校以外での居場所への要望も高くなっておりました。

それから、33ページを御覧ください。高校生に、県、市町村に力を入れてほしい事柄を聞いておりますが、こちらのほうも保護者の回答と同様に、子育ての経済的負担の軽減、働きやすい環境づくり、学校に求める心身の健康と確かな学力の割合が高くなるとともに、困窮層ではひとり親家庭への支援の割合が高くなっておりました。

最後、34ページを御覧いただきたいと思っております。今後の支援の方向性をこちらに記載しておりますが、今回の調査結果につきまして、さらなる分析を行いまして、下記の内容に加えて支援策を検討し、現在策定中の県こども計画に盛り込むこととしております。

支援の方向性として5点記載しておりますが、①としては、支援が必要な方に確実に公的制度を利用していただけるように、様々な手段により相談窓口や支援策を周知し、かつ丁寧な説明を行っていくこと。そして、②として、多忙などの理由により子どもを医療機関で受診させなかった経験がある保護者の方いらっしゃることから、課題が深刻化する前から周囲が気付き、支援に繋ぐことができるように、地域の関係者が連携を深め、早期発見から支援までの対応力の向上を図っていくこと。そして、③として、放課後の適切な遊びや生活の場の提供や、地域での居場所づくりを推進していくこと。それから、④では、子どもが能力、適性に応じて希望する進路に進んでいくことができるように経済的支援や学習支援を行っていくこと。そして、⑤では、体験機会が減少している子どもたちに野外体験・イベントなどの様々な体験、交流の機会を提供していくこととしております。

本日は支援の方向性について御説明させていただきましたが、具体的な施策、取組につきまして、引き続き検討を進めまして、県こども計画のほうに反映していくこととしております。

私からの説明は以上でございます。

○須山委員長

岩崎青少年家庭課長。

○岩崎青少年家庭課長

続いて、35ページをお願いいたします。ヤングケアラーに関する調査結果について御報告いたします。この調査につきましては、先ほど地域福祉課から報告のありました子どもの生活に関する実態調査において、子どもの調査票にヤングケアラーに関する設問を設け実施したものでございます。

調査結果でございますが、(1)世話をしている家族の有無につきましては、小学生で14.6%、中学生で9.8%、高校生で7.6%でした。(1)でお世話をしている家族がいると答えられたお子さんについて、(2)では、お世話をしている家族、お世話をしている内容について聞いております。この設問につきましては、複数回答となっております。左下のグラフのほうがお世話をしている家族でして、小・中学生ではきょうだい、高校生では母親の割合が最も高く、右下のグラフのほうはお世話をしている内容で、小・中学生、高校生、いずれも家事、食事の準備や掃除、洗濯が最も多くなっております。また、お世話の内容を見ますと、身体的な介護であったり、通院の付添い、薬の管理など、

医療や介護を担っている子どもさんもおられます。

次のページを御覧ください。（３）でお世話の頻度についても聞いており、土日など休みの日以外の平日で、一月当たりで最も長くお世話をした時間について聞いております。その結果、３時間未満の割合が最も高くなっておりませんが、中には６時間以上の子どもさんが小学生から高校生までで２～１０％程度おられます。

次に、（４）お世話をしているためにやりたいけれどできていないことの設問につきましては、自分の時間が取れない、宿題をする時間や勉強をする時間がないという割合が高くなっております。なお、高校生では、睡眠の時間が十分に取れないとの割合も高くなっております。

最後に、（５）ヤングケアラーの認知度につきまして、全ての子どもさんに聞いた結果、ヤングケアラーについて聞いたことがあり、内容も知っていると答えた子どもさんは、小学生が１割程度、中学生が３割程度、高校生が５割程度と、学年が低い子どもさんほど低くなっており、高校生であっても約半数という結果でした。

次のページを御覧ください。調査結果を受けた県の支援の方向性についてまとめております。課題①、②として、子どもさんが担っているケアには、家事のほか医療・介護の内容もあり、長時間にわたってお世話をしている子どもさんがおられます。このため、支援を必要としている子どもさんを早期に把握し、必要な支援につなげていく体制づくりを進めていく必要があります。県としましては、１ポツ目、市町村での把握調査や、２ポツ目の相談支援体制、３ポツ目で、県、市町村それぞれでの関係部署との支援体制づくり、４ポツ目で、市町村で実施されている訪問支援事業、家事支援の推進をしていきたいと考えております。課題③として、依然としてヤングケアラーの理解や認知の必要性があり、引き続き広報啓発に取り組むほか、支援体制づくりにもつながっていきます行政、教職員向け研修会の開催に努めていきたいと考えております。

最後に、周囲の大人たちが気づいてあげること以外に、④として、子どもさん本人が気軽に相談できる場が必要だと考えております。支援の方向性としてしましては、困ったときに誰かに相談したい、自分の気持ちを聞いてほしいといった子どもさんの受皿となる場やサポート体制づくりを進めていきたいと考えております。

今後、今回の調査結果を市町村や庁内関係部署にも情報提供し、連携しながらヤングケアラーの支援体制づくりを進めていきたいと考えております。

私からは以上です。

○須山委員長

宇治郷子ども・子育て支援課長。

○宇治郷子ども・子育て支援課長

続きまして、次期しまねっ子すくすくプラン（県こども計画）（素案）についてでございます。計画の素案については、資料４として本体資料を提出しておりますが、本日は、今、画面に投影しております資料により御説明いたします。

まず１、計画の概要につきましては、これまでも本委員会におきまして御報告してまいりましたとおりでございますが、こども基本法が施行されたこと、そして、国において、従来の子ども、それから若者に関する３つの大綱を１つにまとめましたこども大綱が決定されたことを踏まえまして、しまねっ子すくすくプランの次期計画を県こども計画として

位置づけることとしております。

続いて、2、計画の内容についてでございます。まず、(1)の本計画により目指す社会像としまして、次代を担う島根のこども・若者が幸せに暮らせる社会、そして、結婚・出産・子育ての希望をかなえ、安心して暮らせる社会を掲げております。まず、前者につきましては、今を生きるこども、若者が、その保護者や社会の支えを受けながら自立した個人として尊重され、将来に向かって主体的に自分らしく幸せに暮らすことができる社会というものを指すものでございます。また、後者につきましては、こちらは島根創生計画にも通じるものでございますけれども、若者、子育て当事者の視点に立って結婚、出産、子育ての希望をかなえられる環境が充実することで、安心して暮らすことができる社会というものを指すものでございます。

その上で、(2)計画の体系でございますけれども、先ほど説明しました目指す社会像の実現に向けまして、左側に3つの基本理念と、右側にその基本理念の下で県民一体となって進めていく取組の中から主なものを掲げております。

基本理念Ⅰ、こどもを安心して産み育てることができる社会づくりにおきましては、こどものライフステージに応じた誕生期から幼児期、学童期、思春期、青年期までの切れ目ない支援と、そうしたこどものライフステージを通じて必要となります子育て当事者への支援、そして、対応すべき施策で構成しております。

次に、基本理念Ⅱ、特に支援が必要なこどもと家庭が安心して暮らせる社会づくりにつきましては、先ほど報告もありました調査結果にも関連します。こどもの貧困やヤングケアラー、それから障がいなど困難な状況に置かれたこども、それから家庭に対しまして、行政と関係機関、地域の民間団体など地域でこどもに関わる大人たちが連携しまして、こどもやその家庭が抱える困難というものを早期に発見し、適切な支援につなげるための施策というもので構成しております。困難な状況に置かれたこどもや家庭に対する支援というものは、基本理念Ⅰのライフステージに応じて様々な機関が行う相談対応や支援といったものの中でも、困難が深刻化する前に予防的に支援が行われているものではございませんけれども、ここでは特定のライフステージだけではなく、そのライフステージを通じて縦断的な支援が必要となるということから、別建ての理念として示しているものでございます。

次に、基本理念Ⅲ、全てのこどもが個人として尊重され、幸せな暮らしを送ることができる社会づくりにつきましては、こども大綱で改めて示されました、全てのこども施策の根底にあるべきは、こども、それから若者の権利が尊重されること、こども、若者が活躍できる環境づくりであるといった趣旨を踏まえまして、こうした視点での施策で構成しております。

最後に、3、今後の計画策定スケジュールでございますが、パブリックコメントに向けまして、計画を審議していただいている島根県子ども・子育て支援推進会議の第3回を開催いたしまして、12月下旬から1月にかけてパブリックコメントを実施し、議会、そして県民の皆様の意見を踏まえた計画の最終案ということで、2月議会の本委員会でお示しする予定としております。

私からは以上でございます。

○須山委員長

細田高齢者福祉課長。

○細田高齢者福祉課長

続きまして、訪問介護事業所の状況に関する調査につきまして、先日の本会議で健康福祉部長の答弁でも触れさせていただきましたが、その結果を御報告いたします。

1の調査の目的ですが、今年度の報酬改定で訪問介護サービスの基本報酬が引き下げられたことに伴う事業運営への影響の状況を把握し、秋の国への重点要望の基礎資料とするために実施したものです。

2の調査の概要です。今回の訪問介護の報酬改定では、国の説明では、基本報酬は引き下げたものの処遇改善加算の加算率は引き上げたので、減収分はカバーできるとのことでした。この処遇改善加算は6月の改定でしたので、介護保険の給付金の支払いの仕組みとして、事業所に給付金の支払いがあるのは、サービス提供月から2か月後になります。このことから、基本報酬だけでなく処遇改善加算の影響も含めた状況把握のため、資料にあるとおり9月から10月にかけて調査を実施いたしました。調査の対象は、県内216事業所で、141事業所から回答をいただきました。調査項目は記載のとおりです。

続きまして、3、調査の結果の概要です。まず、定義としまして、平成合併前の旧町村部を中山間地域、旧市部をその他地域として定義していることを御承知いただきたいと思っております。

(1)の事業所の所在地と訪問回数との関係ですが、表①のとおり、中山間地域には訪問回数の少ない事業所が多く、その他の地域は訪問回数の多い事業所が多いという状況になっております。

続きまして、(2)報酬改定前後の月額収入の比較です。訪問回数別で見ますと、表②のとおり、1日当たりの訪問回数が30回以上の事業所が増収、30回未満だと減収となっています。また、所在地別で見ますと、下の表③になりますが、先ほども言いましたが、訪問回数の少ない事業所が多い中山間地域では7.2%の減収と、減収傾向が顕著となっております。

次に、(3)令和5年度収支と令和6年度収支見込みの状況です。所在地別で見たのが表④になります。一番下の列、計のところになりますが、R5年度、R6年度とも赤字、これは表の右から4列目、3列目、これを合わせた数字になりますが、その事業所が43.9%。34.0%は赤字幅が拡大としております。また、表の左から3列目、R5年度黒字、R6年度赤字とした事業所が21.3%となっており、R6年度を赤字としたのは、これら3つ合わせまして65.2%の事業所となっております。特に中山間地域では、R5年度、R6年度とも赤字としたのが2つ合わせまして53.2%、また、R5年度黒字、R6年度赤字としたのが23.4%、合わせて76.6%が赤字と一層厳しい経営状況がうかがえます。一方で、R5、R6とも黒字としたのは44事業所で31.2%ですが、そのうち4分の3以上の34事業所がその他地域、いわゆる都市部のほうに所在する事業所となっております。

次に、訪問回数別で見ますと、表⑤になりますが、平均訪問回数が10回未満の事業所で、R5年度、R6年度とも赤字で赤字幅が拡大としたのが54.3%となっております。訪問回数が多くなると経営状況は改善傾向にあり、30回以上の事業所ではR5年度、R6年度とも黒字となっているのが55.0%でした。

これらのことから、4のまとめになります。訪問介護サービスの基本報酬の引下げにつままして、国の説明では処遇改善加算の加算率引上げで減収分をカバーできるとのことでしたが、そのことで増収となっている事業所はあるものの、特に中山間地域においては多くの場合、赤字解消に至っておりません。また、小規模事業所は中山間地域に多く所在し、地域のサービスを支えています。従前から赤字経営の事業所が多いところ、R6年度は赤字事業所がさらに増える見込みであり、事業運営への影響が懸念されます。

この調査結果から、報酬引下げ後の事業経営の状況を地図に落とししたものが、お示ししている資料になります。青丸が令和6年度黒字見込み、赤丸が赤字見込み、緑丸は未回答の事業所を表しております。この地図から、黒字が見込まれる事業所は主にその他地域、いわゆる都市部に所在し、中山間地域においては、ほぼ全ての事業所で赤字が見込まれていることがわかります。中山間地域の事業所が撤退した場合、広大なサービス空白地域が生じることになり、地域で暮らす高齢者にとって保険料を納めながら必要なサービスを受けられない状況となり、これは介護保険制度の根幹に関わる問題と考えております。このため、先日の重点要望では、知事から直接、国に対して、この地図の資料を用いて島根県の実情をしっかりと伝え、介護保険制度の問題として、制度の枠組みの中で介護保険サービスを必要とされる方に必要なサービスが提供されるよう、国の責任において報酬単価の再設定も含めてサービス展開が可能な適切な制度となるよう要望したところでございます。

私からの説明は以上です。

○須山委員長

糸賀医療政策課長。

○糸賀医療政策課長

続きます。資料46ページのへき地医療重点支援地区の指定について御説明いたします。

1、概要の(1)背景でございますが、県内の地域医療において、地域医療拠点病院が診療所への代診医の派遣や無医地区への巡回診療など、中山間地域、離島の医療提供体制を維持する上で大変重要な役割を担っていることから、従来から国の補助金を活用し支援を行ってきたところですが、地域医療支援拠点病院に対する支援をさらに強化するため、令和5年度より重点支援地区を指定し、運営費等補助金の拡充を、そして令和6年度から設備整備費補助金の拡充を行っているところでございます。

(2)事業内容としましては、重点支援地区の地域医療拠点病院に対しまして、必要な医療機器等設備整備に係るハード面の支援と、地域における新たな取組、例えば無医地区への巡回診療、あるいはへき地診療所への医師派遣等によるソフト面の支援がございまして、具体的には括弧に囲んでおります内容等を実施をしているところでございます。

そのような中、2の重点支援地区の指定としまして、今年度は邑南町を指定し、地域医療拠点病院であります公立邑智病院を支援することとしております。指定理由としましては記載のとおりでございますが、特に3番目のポツにあります、町内にある個人医院閉院に伴い無医地区となる邑南町市木地区に附属診療所を開設するという新たな取組を踏まえ、重点支援地区に指定をしているところでございます。

なお、邑智病院においては、現在、ハード、ソフトともに国の補助金交付申請の途中でございまして、ハード事業については既に交付決定済みでございます。このような支援

により、今後とも中山間地域、離島の医療提供体制をしっかりと守っていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○須山委員長

ただいま説明がありましたが、質疑等はございませんか。

大国委員。一括でお願いします。

○大国委員

はじめに、16ページ、新型インフルエンザ等対策行動計画についてでございます。行動計画を策定するというのは非常に大事なことだと思うんです。この計画改定の背景と概要ということで、素案にも記されているんですけども、新型コロナ対応で明らかになった課題というところで、病床や外来の逼迫を、保健所の逼迫、医療と介護の連携等というふうに書かれています。確かにそれはそのとおりだと思いますし、行政の側からの課題っていうのは、よくつかまれているというふうに思うわけです。

ただ、コロナ禍を振り返りますと、病院が、医療機関が逼迫するのではというところで、例えば高齢者施設等で感染が確認された場合、いわゆる施設での留め置きが生じたり、それから、自宅待機で、中には病状が急変してという方もいらっしゃいました。それから、入院したいけれどもできないって、こういうこともあったわけです。この行動計画を策定するに当たって、コロナ禍を振り返って、実際にどうだったのか、行政側からの課題も当然ですけども、患者サイド、それから県民の側から、一体どういう困難があったのかっていうところは、よくつかんで検証するという作業が私は必要だというふうに思います。

それから、もう1点ですけども、医療提供体制っていう点でいうと、今、コロナは落ち着いた状況、落ち着いたとはいっても、まだ感染の拡大の状況にはあるんですけども、以前に比べれば落ち着いた状況にある。それ以外の様々な感染症も、インフルエンザ含めて今、流行期を迎えている。ただでさえ医療提供体制が、言わばぎりぎりの中でやられてきたところにコロナの感染拡大の波が襲ってきたと、一層大変になったというのが、振り返って見たところの課題といえますか、今後、生かすべきところではないかなというふうに思います。ですから、行動計画というのは、これは当然、策定が必要なことで大事なんですけども、平常時の医療提供体制を、私は充実させる必要もあると思います。それから、医療の必要な方が受けられる体制を取ることも必要だと思うんです。優先順位づけで重点型とか、あるいは柔軟な対応という言い方されると思うんですけども、それはもう、やむにやまれずやられたとは思うんですけども、やはり医療提供体制を充実させて、余裕を持った形で本来であれば計画はつくっておくのが理想的といえますか、本来目指すべきところかなというふうにも思いました。

この行動計画素案がいいとか悪いとかいう前段のところでの考え方ということで述べさせていただきましたので、お考えがあれば伺いたいなというふうに思うところです。

それから、2つ目が、これは22ページの子どもの生活に関する実態調査の結果の報告がありました。これ非常に大事な調査で、結果だったというふうに思うんです。当然、行政の力だけではどうしようもないというか、国全体の、社会全体の問題っていうところもあるんですけども、22ページのところ、公的支援の認知度や利用が十分とは言えない状況にあるという、そういうその項目のところ、最後、まとめのところですらなる周知

ということはあったと思うんですけれども、就学援助を受けていない理由のところを見ると、一定の割合で制度を知らなかったという方がいらっしゃいます。それから、これも要件を満たしていないと判断したんですよね。申請される側の方が、自分はこれは要件を満たしていないだろうということなのか、それぞれあると思うんで、一概には言えないと思うんですけれども、やっぱり制度をしっかりと周知すると同時に、いかに申し込んでもらうかというところとだと思えます。

例えば高校授業料無償化の制度があるんですけれども、これって基本的に全員に申し込んでもらうように働きかけているんですよね。就学援助っていうのは、あくまでも希望される方が申請するという形式になっていますので、例えば、これは例えばの話ですが、全員に、小学校入学段階で全員に就学援助を申し込んでもらえれば、漏れはないわけだと思うんですよ、要件を満たす方については。繰り返しの制度の周知が重要なのは、これは当然のこととして、いかに申請をしてもらうかという点でも、私は工夫の余地があるんじゃないかなというふうに思いました。

あわせて、この右側、様々な制度が用意されているにもかかわらず知らないという方が、これもかなり多いなというふうに受け止めました。これは非常に行政用語というか、漢字がいっぱい並んでいて難しいという印象は与えるんですけれども、もう少し何かこの、例えば貸付制度だって、母子父子寡婦福祉資金というと非常に難しく感じるので、気軽に利用できる貸付制度なんですけれども、何かもうちょっと分かりやすい表現にでもしないと、実際に伝わらないんじゃないかなというふうにも思いましたので、様々な制度を知ってもらえるような工夫っていうのは、ちょっと私もですけれども、知恵を絞っていただきたいなというふうに感じたところです。

あわせて、様々な貧困層という区分のところの困難さって、かなり浮き彫りになってきていますので、もっと言うと、独り親家庭のところでは児童扶養手当を受給されている、あるいは生活保護なども受給されている、就学援助も受けている、様々な制度を利用されているんだけど、それでも苦しいという方、かなりおられると思うんです。忙しくて時間が足りないって、これをどうしてあげられるんだろうって、もう非常に悩ましいところでもあると思うので、必要な支援につなげるという表現もあったんですけれども、必要な支援につなげてもお困難なところを取り残されるとするならば、これは国に対して制度の充実を、あるいは創設を求めるしかないと思いますし、自治体でしっかりその役割を果たすという局面も来るんじゃないかなというふうに思ったところがございますので、主には私の感想と主張ですけれども、御意見があればお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、37ページ、ヤングケアラーのところ、これも先ほどの子どもの生活に関する調査と共通するところもあるんですけれども、これもやはり1点、ちょっと気になったところがあって、ヤングケアラーの問題、この間、社会問題として取り上げられる場面が増えて、大分その意識っていうのが高まってきていると思うんですけれども、37ページの上の支援の方向性のところで、これもやはり必要な支援につなげていく体制づくりが必要というふうに書いてあるんです。報道とかで見ると、やはりヤングケアラーの子どもたち、主には子どもたちがいる中で、どう支援につなげていくのか、こういう表現されているわけです。必要な支援につなげるって、それをすると、じゃあ、劇的に物事が改善す

るのかっていったら、決してそうではないと思うんです。しっかり支援を、どういう支援をするのがベストなのかっていうところをしっかりと考えて、まさにこの体制づくりだというふうには思うんですけども、構築していくのか。その上で、そこにつなげていくっていうところがないと、単純に、例えば社協の相談窓口に御案内するとか、市役所の福祉相談の窓口につなげるとか、これでは私は不十分だと思うんです。救われたいと思うんです。その先にあるものがきちっとしたものでないと、ヤングケアラーへの支援っていうところは確立しないのではないかなというふうに思いました。ただ、いろいろ調査の上で方向性っていうのは、これは正しいことだというふうにも思いますので、もう少し、その後どうなるのかっていうところの議論は深めていただきたいなというふうに思いました。これも答弁を求めたいと思います。

それから、最後、39ページ、訪問介護です。私、この間、議会としても請願を採択し、意見書も上げ、そして執行部のほうもすぐ調査していただいて、それから、知事を先頭に政府に要望に行かれました。先ほど報告があった内容を率直に伝えられて、工夫した資料も地図も示して、かなり説得力のある申し入れされたというふうに思います。この点では、高齢者福祉課はじめ、皆さんの努力に敬意を表したいというふうに思います。

その上で、国への要望っていうのは、引き続き強めていただきたいんですけども、決算特別委員会の分科会の中で、市町村、それから保険者が独自に訪問介護サービスの支援をどの程度やっているのかっていうところで資料提供いただいて、例えば出雲市、大田市、雲南広域連合、隠岐の島町などが独自に支援制度を設けてやっておられました。このような制度が全県で、とりわけ中山間地域の多い地域でしっかり取り組まれると、十分、不十分は当然あるかと思うんですけども、事業者からすると、これは非常に心強い支援になると思うんです。悪いのは国なんで、たとえささやかであっても、自治体は私たちを応援してくれているんだという、そういうことにもなると思います。

お願いしたいのが、例えば出雲市の例でいうと、今年度から開始で、直線距離で5キロ以上を要する訪問について、1件当たり1,000円という、そういう補助単価で、予算規模でいうと、これは県内の中で一番しっかりしているんじゃないかなと思うんですけども、3,500万円の予算を用意してこういう制度を設けておられます。同様の制度を全県でやるとするならば、どの程度の予算が必要になってくるのか。当然、県も、私は責任を果たすべきだと思いますので、仮に市町村と折半事業で子どもの医療費助成みたいな考え方でやった場合に、どの程度の負担になるのかっていうのを試算してもらえないかなというふうに思いますので、この点についての答弁を求めたいと思います。

あわせて、先ほど申し上げたような各保険者の上乘せ、独自の支援っていうところの情報を、未実施のところを含めて県内の保険者に周知していただきたいと思います。聞くところによると、この財源を介護保険の基金を一定積み上げているところもあって、その基金を活用して、この独自財政支援をやっているところも一定あるというふうに聞きましたので、そういうところも含めて情報提供していただきたいなと思います。

以上でございます。答弁お願いします。

○須山委員長

内部健康福祉総務課長。

○内部健康福祉総務課長

大国委員から4点御質問があったうちの1点目の、16ページにあります新型インフルエンザ等対策行動計画についての2点についてお答えします。

まず最初に、そこに、資料にもありますけれども、新型コロナ対応で明らかになった課題として3点ほど掲げております。そういった中で、患者サイドの目線でどういう困難があったのかみたいなところを振り返る必要があるんじゃないかといった御意見だったかと思えます。委員おっしゃるとおりでございまして、計画を策定する中で、いろんな御意見を聞きながら作業を進めたいと思っております。市町村へも既に意見照会もしましたし、これからパブリックコメント等も取ります。そういった中で、いろんな御意見を伺ったり、あとは、個別に医療機関ですとかいろんな様々なチャンネルを通じまして御意見を聞く中で、そういった振り返りを行いながら、今後の計画策定作業を進めていきたいというふうに考えております。

2点目のところですが、医療提供体制がそもそもぎりぎりの現状だということがあって、平時の体制に余裕を持つような体制をつくるべきではないかといった御意見だったかと思えます。これにつきましては、委員もおっしゃってございましたけども、この行動計画以前のところで、昨年度策定をしました保健医療計画の中でしっかり対応すべき部分だと思っております。主には医療政策課が中心になって、健康福祉部全体で取り組む課題になっております。医療提供体制の整備ですとか、医療従事者の確保、介護も含めてですけど、医療と介護の連携、様々な課題がありますので、こういったことに全力で取り組む中で、少しでも平時の体制を充実させていくってことがやっぱり一番の備えだと思いますので、そういった姿勢で臨んでいきたいなというふうに考えております。

私からは以上です。

○須山委員長

高田地域福祉課長。

○高田地域福祉課長

私からは、資料22ページ、子どもの生活実態調査の公的支援の認知や活用につきましてはのお答えでございます。

委員からは、いかに公的支援を活用してもらえるか、いかに申し込んでもらえるのかというふうなところ、工夫が必要だというお話、1点目いただきました。それから、2点目としては、分かりやすい表現というふうなところでも、工夫が必要、知恵を絞ってほしいということでした。就学援助の制度につきましては、これは教育委員会の所管にはなりますけれども、本日の委員の御意見、教育委員会とも共有して、いかにしたら申し込んでもらえるかというふうな視点を一緒に検討してまいりたいと思えますし、それから、分かりやすい表現ですね、こちらは現場の相談支援機関の方々はじめ、民間でいろいろ支援しておられる団体、グループの方もおられます。そういった方々にも参考意見を伺いながら、どうやったら伝わりやすいのかといったようなことを考えていきたいと思えます。

また、3点目としては、必要な支援を受けていても困難な方もおられるんだというふうなこと、国への要望もあるんじゃないかというふうなお話でございました。私どもも現場の状況を把握に努めて、支援を受けてもなかなか苦しい方おられるということであれば、国への要望につきましても検討の必要があると思えますので、そういったことで努めてまいりたいと思えます。以上でございます。

○須山委員長

岩崎青少年家庭課長。

○岩崎青少年家庭課長

続きまして、私から、まずひとり親家庭への支援についてお答えさせていただきたいと思います。先ほど地域福祉課長からもお答えしましたけれども、なかなか制度について周知が行き届いていないといった点でございます。

今年、6月の本委員会でも、昨年度実施しました島根県ひとり親家庭等実態調査の結果について御報告させていただきました。この中でも児童扶養手当であったり、福祉医療費助成といった制度については周知が行き届いている面はございますけれども、先ほどお話のありました母子父子寡婦福祉資金であったり、就学資金の貸付け、そういったものについては、まだ十分に認識されていないといった状況がございました。

そのひとり親家庭実態調査の中で、福祉施策の情報入手の方法についても聞いておりました、最も多かったのが、市町村の広報紙、友人・知人から、それと、県・市町村のホームページ、SNSといった順番でございました。ただ、どう情報入手したらよいか分からないという方も一定程度いらっしゃいました。青少年家庭課としましても、そういった福祉施策の情報提供が課題だと思っております、実態調査の結果を受けまして、SNSのインスタグラムとか、メールマガジンによって、メールマガジンは毎週1回情報提供を行ったり、毎年、各世帯配布用に分かりやすく新制度をまとめたパンフレットを作っております、市町村の福祉事務所を通じて配布していただいたり、広報紙に掲載していただくなど、取り組んでいるところでございます。

ただ、まだ十分に行き届いていない実態もございますので、より効果的な方法について検討していきたいと考えております。

それともう1点、ヤングケアラーの支援につきまして、体制づくりの中で、じゃあ、具体的にどういった支援を行っていくのか、そういった検討というか、方向性を示していくことが必要でないかという話でございました。

支援についてがやはり課題ではございます。子どもさんによって、御家庭によって、様々な事情がございまして、どのような支援がベストなのかケース・バイ・ケースといった面もございます。

例えば今回御報告させていただいたヤングケアラーの実態調査の結果を踏まえますと、まず、その子どもさんが自由な時間がないとか、勉強する時間ないとか、寝る時間がないとか、そういった時間の貧困に陥っている状況、その原因が何なのかということを確認していく必要があると思います。例えば、家事をするために時間ないということであれば、市町村の家事支援により家庭の中で支援をしていくという形、あと、例えば家族の方の介護、看護が時間のなさにつながっているのであれば、訪問支援、訪問介護であったり、訪問看護であったり、そういったことを進めていくという形になると思っております。

ただ、今回ヤングケアラーの支援に当たりまして、10月に各児相圏域で市町村を回りまして、意見交換させていただいた中では、支援というのがやはり難しいといった御意見ございました。支援員の方がその家庭を訪問して、子どもさんに会って様子を聞いて、じゃあどんな支援につなげていくかというところで、ヤングケアラー支援というまだ新しい取組の中で、家庭の中に行政が入っていく難しさというのがあるという話でございました。

こういった支援は、ヤングケアラーの相談窓口を設けておられる市町村であればその担当部署が、あとヤングケアラーに特化した相談窓口がないところは、こども家庭センター、こども家庭センターがないところは、町村の福祉担当部署が担うことになっております。

今年度から、こども家庭センターの支援員の研修をスタートしております、そういった研修の中でヤングケアラーについて、好事例であったり、各市町村の持っておられる課題、どう対応したらいいのかということを検証しながら、今後こういった支援につなげていくのがベストなのかということをも市町村と一緒に検討していきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○須山委員長

細田高齢者福祉課長。

○細田高齢者福祉課長

私のほうには、訪問介護の件で市町村が独自に行っている、いわゆる移動距離に関する支援について、全県で行った場合どれくらいの事業費が見込まれるか試算しているかということが1点、あと、市町村独自の支援を周知してもらいたいという2つの点だったと思います。

まず1点目、事業費の試算でございます。これはいろいろな試算の仕方があると思えますけれども、一定の条件をつけさせてもらって、試算したものがございます。

まず、出雲市さんのほうで、1日1回、1,000円という支援をしておりますので、金額ベースは1,000円ということで考えております。また、出雲市の実績見込みから、大体1事業所がそういった遠いところの訪問介護に行くのがおおむね1日3回程度ということでございましたので、1日3回訪問する、プラス事業所につきましても、当然都市部の事業所は条件不利地域のほうに行くことはほとんどないというふうに考えられますので、いわゆる旧松江市、旧出雲市以外の事業所がこの制度を使うという仮定の下で、ちょっと試算したものがございます。

大体、県内で約120事業所がこの対象になるんじゃないかなということで見込んだところでございます。この条件で試算しますと、総事業費としましては、1年間でおおむね1億2,000万円弱程度の事業費が必要だということふうに見込まれる試算となっております。

続きまして、その市町村独自の支援を各保険者、市町村にも周知してもらいたいということでございますが、まず1つ、介護報酬とは別に独自で市町村が支援することにつきましては、基本的には市町村がそれぞれの地域の実情に応じて、基金の残高とか、そういったものを考えながら検討されるものだと考えております。そういった中で、他の市町村の事業を参考にしたいということであれば、現在も先般の決算特委でお示しました資料につきましては、市町村、各保険者のほうにも情報提供をしておりますし、また今後いろんな担当課長会議とか、それから市町村との意見交換、そういった場においても、そういった取組についてはお話ししていきたいというふうに考えております。

私からは以上です。

○須山委員長

大國委員。

○大國委員

これで終わりますけれども、1点、ヤングケアラーの支援についてですけれども、回答にあったとおりの課題だと思うんです。既存の訪問介護あるいは訪問看護の話がありました。既存のサービスでは、僕は限界があると思うんですよ。とりわけ、そのお子さんが、児童が、ケアを担っているっていう場合、やっぱり既存のサービスじゃ無理だと思うんですよ。経済的にも無理だと思いますし。なので、やっぱりヤングケアラーに特化した制度っていうのを構築していかないと、もう時間の確保なんて当然のことだと思いますんでね、これ解決しないと思いますんで、よくこの実態をつかまれたものと、それからもっと実際のリアルな現場をよくつかんでいただいた上で国へ要望していただきたいなというふうに思いました。これは要望でございます。

それから、訪問介護について既に試算されているということで、ありがとうございます。ちょっと確認ですけれども、1億2,000万円という数字は総額ということなんです。例えば、市町村と折半でやるとこれが6,000万円ということになるというわけですね。ありがとうございます。引き続き検討を深めてもらえばと思います。以上です。

○須山委員長

ほかにありませんか。

岸委員。

○岸委員

私もヤングケアラーの関係ですけれども、35ページですか、ヤングケアラーの課題は、身体的な介護とか、薬の管理であるとか、そういうところがやっぱり問題なんだろうなというふうには当然思うんですけれども、これ、令和元年に1回調査しとられますよね。多分その調査の内容も違うので、今回こう比較みたいなのは出ていなかったと思うんですけれども、令和元年と比べてどのようにこの間推移しているとか、若干分かるところを教えてくださいなというのと、最後にまとめとして整理してあって、非常に分かりやすいって言えば分かりやすいかもしれませんが、ただ、いざ取り組むとなると非常に難しい問題があるというふうに思っていて、先ほど市町村の担当窓口、設置してあるところもあるって言われましたけど、今、県内でどの程度が設置していらっしゃるのか、それはただ単に福祉の担当職員が配置してあるっていうだけなのか。そこに支援の方向性としてコーディネーターって書いてありますけど、このコーディネーターってどういう意味合いで、有資格なのか、どういう意味合いでここにコーディネーターって書かれているのかなというふうに思っています。例えばその子どもたちの様子から、学校の中でいえばスクールソーシャルワーカーであるとか、スクールカウンセラーであるとか、一定程度分かる部分は当然あると思いますし、市町村に窓口設置をしたところで、実際どなたが相談に来るんですか。それを見かねた周りの第三者が相談に来るとかはあるかもしれませんが、御家族っていうか、親戚というか。実際、相談窓口を設けているところでは、どういった相談が現状としてあるのか、そこも含めてちょっと教えていただきたい。

一つは、やっぱりコーディネーターの役割と、令和5年に取られたアンケートから現在までの推移みたいのところと、その市町村窓口への相談はどういったものがあるのか、この3点、よろしくをお願いします。

○須山委員長

岩崎青少年家庭課長。

○岩崎青少年家庭課長

令和元年度にも、島根県子どもたちの生活に関する実態調査の中でヤングケアラーについて設問を設けております。ただ、今回の設問とは違っておまして、このときのヤングケアラーの把握方法としましては、家族の介護、看護、着替えなどの介助、お薬の管理などをどれぐらいの頻度でやっているかという設問にしておまして、ほとんど毎日、週に二、三日ぐらい、ほとんどしないという3項目でございました。そのほとんど毎日と週に二、三日ぐらいと答えられたお子さんを、ヤングケアラーに当てはまるのではないかとということで把握をしておりました。結果としましては、小学5年生が3.8%、中学2年生が2.9%、高校2年生が2.6%という結果でございました。

続きまして、ヤングケアラーの相談窓口、コーディネーターについてでございます。現在、相談窓口を設置しているところは4市ございまして、松江市、出雲市、浜田市、益田市になっております。そのうちコーディネーターを配置しているのが松江市、出雲市の2市になります。コーディネーターの資質につきましては、そもそも役割としましては、そういったヤングケアラーの支援に当たって相談を受けること以外にも、具体的に支援をしていくに当たって、福祉関係部署であったり、学校、教育委員会等の関係先の中心となって、こういった支援をしていくかということを経括して対応していただける方になっております。資格としましては、特に国の基準の定めはございませんけれども、福祉施策に精通した方であったり、相談対応の経験がある方、そういった方が今、2市のほうでは対応していただいているところでございます。

それと、3点目が相談の内容です。具体的には、やはり学校の中でヤングケアラーじゃないかと思われる子どもさんがいらっしゃるということで、スクールカウンセラーだったり、スクールソーシャルワーカーの方からの相談であったり、学校を通じてこういったお子さんがおられるとか、あと、松江市のほうでは民生児童委員さんから相談を持ちかけられたり、なかなか御本人から相談というのはございませんでして、周囲の方、学校関係者であったり、民生児童委員さんから、そういった方からが多いと聞いております。

○須山委員長

岸委員。

○岸委員

大体分かりましたが、どうなんだろう、学校、スクールソーシャルワーカーからまた行政に対して相談がある、民生委員からなら別にいいと思うんですけど。そういうことであるならば、行政と、行政の一部なんだろうけど、学校側のスクールソーシャルワーカーさんの意見交換会みたいところで調整すれば、多分その点はいいのではないかなというふうに思うので、やっぱりこの窓口の在り方というのは重要であり、中をどうしていくかっていうのはやっぱり考えていかなきゃいけないのかなというふうには思いますね。以上です。

○須山委員長

ほかにありますか。

池田委員。

○池田委員

先ほどの大国委員の意見であった訪問介護の件でございますけど、私のような平場の者でも結構そういうようなことを聞いておりますので、結構これは深い問題かなと思っております。先ほど話がありましたとおり、全県でやるというのはなかなか大変なことがあると思います。例えばさっき折半でみたいな話があったんですが、市町村にとって。それ、例えば今後、子ども医療費のこともありますからね、市町村に結構負担していただいていますんで、それに加えてっていうとまた大変なことがありますんで、だから、どういう形でやるのが一番いいのかっていうのはあるかと思っておりますけど、ちょっとその可能性についてやっぱり考えていかなきゃいけないかなと思っております。

とにかく小さな拠点づくりをやっていくということによって、中山間地域の人たち、老人なんかはね、中心部にどんどん移ってもらってみたいなことにすれば、そういうことは可能になるかもしれませんが、そういうことになかなかすぐできないわけでございますんで、今の状況の中でやっていくしかないとなると、何とかしなきゃいけないと。変な話、在宅看護、介護、医療も含めてですけど、そういうことをしっかりやっていかなきゃいけない中において、島根県としては、じゃあどういう形でやったほうがいいのかってことは、やっぱりこれ、考えていかなきゃいけないと思っておりますんで、一緒になって考えていかなきゃいけないと思っておりますんで、どうかよろしくをお願いします。

それともう一つは、子どもの実態調査ということで、大変興味深いというか、大変な調査していただいてありがたいと思うわけですけど、この今の調査を見ると、親子、いわゆる核家族の中でみたいなことしかちょっと聞こえてこないんですよ。この中で多分、多世代家族の実情というものもあるかと思っております。その辺のことを比較して調べられたことがありますか。それをちょっと聞きたいと思っております。

○須山委員長

高田地域福祉課長。

○高田地域福祉課長

子どもの生活実態調査の多世代家族の状況につきましての御質問なんですけど、調査票の中に、たしか世帯の構成員を聞く設問を入れていたと思います。それで、このたび、今出しているところの集計にはないんですけども、その世帯員のところを見ていけば、多世代のクロス集計なりは出せるのかなと思っておりますけど、今のところ出してはいいないです。

○須山委員長

池田委員。

○池田委員

多分、核家族であれば、子どもたちに負担が結構かかってくるかと思っておりますけど、多世代家族だとまた状況がちょっと違うんじゃないかなと思っております。例えば、誰かができないことを誰かがカバーし合ってやるようなことは、だからヤングケアラーなんかもそうなんですけど、多分濃淡はあると思うんですよ。本当に実際問題すごく大変な人もいるかもしれないけど、そこまででもないかもしれないし。私も、おじいちゃん、おばあちゃんの送り迎えもしましたし、病院に行って薬を取ってこいとか言われて、買物してこいとか言われて、そういう手伝いはしたんで、そういうことも含めてどこまでがどうなのか、ちょっとその辺をやっぱりしっかり把握した上で、じゃあ本当にこれだけ厳しいあれだったらどうなのかみたいな形でやっていかないと、全てのことにスポット当ててやってしまう

と、これ大変なことになってしまうので、その辺をよく考えてやらなきゃいけないと思いますので、その辺をしっかりとっていただきたいと思います。

○須山委員長

嘉本委員。

○嘉本委員

在宅のサービスについての調査です。介護のほうもそうですし、教育、医療についてもそうなんですけれども、基本的にどこに住んでおられましても、基本的には同じサービスが受けられるというのがやっぱり理想ですし、やっぱりそういうふう努力していかなければならないというふうに思っております。そういう意味で、このたび調査を広範にやられたことにつきましては、本当に感謝と敬意を表したいというふうに思っております。

先ほど御説明の中で、この調査の結果を持って、知事さんのほうから国に対して要望をされたということでしたが、その国からどんなフィードバックが返ってきているのか、あれば教えていただきたいということと、この調査、かなり費用がかかるものなんですか。今後の予定について、継続される予定があるのかどうか、ちょっと教えていただけたらなと思います。

○須山委員長

細田高齢者福祉課長。

○細田高齢者福祉課長

国からフィードバックというのは、私のほうにはまだ来てないというのが現状です。この調査につきましては、インターネットのほうで各事業所にお問い合わせしてもらったところでした。経費的に言いますと、そんなにかかっていないというような形でやらせてもらっております。今のところは、もともとの目的が、今回の重点要望に併せて実態を知らないという要望できないということとさせてもらったところのございだったので、今後どうするかというのは、状況によっては再度行ったり、事業所の負担にならないようにやらなければいけないこともありますので、その辺り、事業所の意見も聞きながら、必要に応じてやはりこういう調査をして、また要望しなければいけないということがあれば、すぐにとというよりは、もう少し時間がたった後にやることは検討していきたいと思っております。

○須山委員長

嘉本委員。

○嘉本委員

おっしゃるように、事業所の負担、できるだけ負荷のかからないようにというのは、よく分かります。ただ、令和5年度と令和6年度の収支見込みということのございしますので、見込みであって、実際どうなったのかということとは分かってないという状況。それと、いただいた数字を見させていただきますと、要は、赤字の割合が令和6年度で6割5分、3分の2ということで、非常に厳しいなというのが実感です。

それと、もう一つ気になるのが、42ページの中山間地域とその他の地域というところですが、その他の地域というのは旧市ということで理解をしたいと思っておりますが、これが黒字から赤字に転換された割合が結構高いなというところ。推察ですけれども、規模の大きいところもあるんじゃないかなというふうに思うんですが、逆に言うと、そういうところが今後どんどん厳しくなると、中山間地域のほうも大変ですし、そもそも

中山間地域がひどいという数字が出ていますので、そういう中山間地以外の事業者が厳しいということになると、中山間地域にサービスを提供しておいた平場のところも厳しくなってくるのかな、サービスとして提供、急にできなくなるような状況が出てくるんじゃないかなということも含めて、できたら調査を続けていただくとありがたいかなと思っておりますのでございます。

大変厳しい数字で、それが分かって勉強になったと同時に、これを、島根県知事さんだけではなくて、ほかの都道府県も同じような調査されているのかもしれませんが、そういうような動きを、うねりを、島根県だけではなくて、島根県外の皆様方と、都道府県知事さんと一緒になって要望活動を続けていただくといいかなというふうに思っております。なんですが、いかがでしょうか。

○須山委員長

細田高齢者福祉課長。

○細田高齢者福祉課長

ありがとうございます。調査につきましては、ちょっと考えさせていただきたいと思っております。

また、先ほどの42ページの件ですか、その他地域でも厳しいという話がありました。これ、先ほど言いましたように旧市、石見の浜田市、益田市、それから大田市も入った形のもので他地域に入っております。石見のほうは、前にもお話しさせていただきましたことがありますけれども、やはり利用者の減とかそういったこともあって、厳しい状況になりつつあるということは、ちょっと想定されるんじゃないかなというふうに思っております。

そういった調査の結果、調査をしながら国にいろいろと訴えていきたいと思っておりますし、あと、やはりこの訪問介護の問題は、全国的にもいろいろと上がっているというふうにお聞きしております。先般の選挙のときにも公約で幾つかの党からは、訪問介護の基本報酬のことについて言及されていたと記憶しています。いろんな面で連携しながら、国のほうにも要望していきたいというふうに思います。

○須山委員長

嘉本委員。

○嘉本委員

すいません、最後の細田課長さんの御答弁はなかなか難しいのかもしれないですが、各都道府県との連携について何かコメントがありますれば、どなたかお願いできたらなと思っております。

○須山委員長

安食健康福祉部長。

○安食健康福祉部長

先ほど、細田課長がお答えした、事務的にはそのとおりだと思います。この件については、我々もこうした状況を知事に伝え、知事もこの間、本会議でも答弁をされたように、繰り返し繰り返し、これからやっていかないといけないという中には、やはり知事会等でのいろんな議論につなげていくということはあるのかなというふうに思っています。

島根県がどこまでうねりをつくれるのかってというのは、私では分からないところがありますが、そうした流れになれば、我々もしっかりとデータを提供するなりしていきたいと

いうふうに思います。

○須山委員長

嘉本委員。

○嘉本委員

知事さんの非常にインパクトのある政治活動を見ておりますと、そういったうねりをつくっていただける方だというふうに思っておりますので、頑張っていたらなというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○須山委員長

岩崎青少年家庭課長。

○岩崎青少年家庭課長

先ほど、岸委員からヤングケアラーについての御質問いただいた中で、コーディネーターの資格要件について訂正をさせていただきたいと思っております。

先ほど私のほうからは、児童福祉施策に通じた方、ないし相談事業を行ってきた方というふうに申し上げましたけれども、国の通知によりますと、地域の実情に応じて自治体等がヤングケアラー支援を適切に行うことができると認めた人材ということになっております。その資格要件としましては、社会福祉士、臨床・公認心理士、ケアマネージャーであったり、介護福祉士等、ヤングケアラーの支援を行う上で必要と認められる資格を持っている方が望ましいということと、介護支援とか生活支援業務に3年以上従事した者というふうに示されております。以上でございます。

○須山委員長

ほかにありませんか。

それでは、以上で報告事項の調査を終了いたします。

この際、健康福祉部・病院局全般に関し、委員の皆様から何かありましたら、お願いします。

○須山委員長

大屋委員。

○大屋委員

県民の中で、目の見えない、いわゆる盲目の方が何人かおられるんですね。目の見えない方は何を頼りに日常の生活をされておるかというのと、やっぱり盲導犬なんです。盲導犬がこの目の見えない人のいわゆる家族として、あるいは自分の日々の生活の伴侶として、一番頼りにされとる、この盲導犬なんです。

そこで、吉川障がい福祉課長さんに聞いてみるのだが、今、県のほうで、盲導犬を飼っておられる世帯に県から、盲導犬はやっぱり餌を与えないと、犬ですから、動物ですから、餌代、あるいは犬の洗濯とか、犬の洗濯いうか、犬の体をしっかり衛生的にも洗うということもあるでしょう。それから維持管理費もいろいろと要るんですね。盲導犬が病気にかかると、いわゆる犬猫病院にも人間と同じように連れて行って、手当てをしなければならない。いろんな意味で経費がかかるんです。まさに弱者に対しての支援というか、県は今、年間どのぐらい出しておられますか。

○須山委員長

吉川障がい福祉課長。

○吉川障がい福祉課長

御質問の助成制度でございますけれども、1頭当たり年間に4万円を上限にして支援をさせていただきます。

○須山委員長

大屋委員。

○大屋委員

この4万円なんですけど、今までですね、この飼っておられる方が4万円を最大限、県から頂いて、その方は領収書が必要だと、県のほうで、年間4万円ですよ。幾ら餌代がかかったか、幾ら病院代がかかったか、幾ら経費に使ったか、僅か4万円で領収書を県は求めておられると思うんですが、それが事実ですか、どうですか。

○須山委員長

吉川障がい福祉課長。

○吉川障がい福祉課長

従来の運用の中では、領収書の提出を求めてきてございます。

○須山委員長

大屋委員。

○大屋委員

それで困っておられるんですよ。領収書を県が求めておる。領収書を出さないと、4万円がもらえない。これ経費ですよ。その方は目が見えないんですよ。健常者なら領収書を、病院に行って餌を買って、しっかり領収書を取って県に送るんですが、そもそも盲導犬で生活しておられるというのは、目が見えないんですよ。まさに障がい者なんです。障がい者に領収書を求めるというのは、本来の県の障がいに優しい行政と言えるんでしょうか。どうですか。

○須山委員長

吉川障がい福祉課長。

○吉川障がい福祉課長

御指摘の部分あると思いますけども、必要に応じて、求めるべきは求めるものだろうというふうには考えてございます。

○須山委員長

大屋委員。

○大屋委員

必要と言われましたが、当該の方は必ず出してくれと、必要に応じてじゃないんですよ、県から必ず出してくれという求めに応じて今、出しておられるんです。次の質問に入りますが、現時点での4万円の領収書はもう要らないというふうに、県のほうの方針として示してもらいたいと思うんですが、いかがですか。

○須山委員長

吉川障がい福祉課長。

○吉川障がい福祉課長

お答えいたします。今の盲導犬の管理料につきましては、ユーザーの皆様からも従来から御要望をいただいております。結論から申しますと、今年度、運用の見直しを図ってい

こうというふうに考えてございます。背景といたしましては、先ほど委員御指摘のとおり、障がいのある方に一々領収書等を準備していただくということもございますけれども、一般の管理料、主に健診とか予防接種とか、そうした管理費のところをメインに置いておりますけれども、通常、一般的に4万円は超えているという実績、そういった実態。

それから、今、盲導犬のユーザーの方が県内に約10名程度いらっしゃいますけれども、これは島根ライトハウスのほうで運用されておりますけれども、盲導犬の貸与に当たりましては、十分に面談等をされて、きちんと管理をしていただける方に貸与しているということ、要はライトハウスのほうで顔が基本的には見えているということ。

それから、これも大屋委員からありました、自らの目でありますところの盲導犬に必要な経費以外のところに、一般的に4万円を超えてくるというような中でこれを充てられるということは、あまり考えにくいなというようなことを考え合わせますと、原則的には今の領収書等の提出は求めないということでも差し支えないのかなというふうな検討をしているところでございます。

私からは以上です。

○須山委員長

大屋委員。

○大屋委員

それでは、今、課長さんの回答で、今年度から領収書は求めないと、こういう回答を今いただきましたので、私はこれを評価したいと思います。

この盲導犬の方、県内に10人ぐらいおられるんです、目の見えない、盲導犬を飼って生活しておられる方。その方が言われるには、領収書は、もう自分たちを信じてくれと、4万円頂いて、これは餌代にするんで、1年間で4万円じゃ餌代には足りないんですよ。自分が負担しとられる。それから今、私が申し上げた、病気になれば病院に連れていかないといけない、これも4万円じゃ足りないと言われる。それから、夏、冬、この盲導犬、普通の犬よりも大きいですから、石けんで体を洗ったり、そういう維持管理の経費というのは、4万円じゃ到底足りないんです。それを、4万円の領収書を出してくれ。自分たちを信じていただきたいと言われるんです。あの4万円を、人間のほかのところには流用していないと言われるんです。そういう障がい者の思いというのは、信頼していただきたいというふうに思うし、今課長さんが、それじゃあ今年度から領収書は取りませんと、こういう方針をいただいたので、私はそれを評価をして、10人の方は喜ばれると思いますよ。そういう方針をすぐ対象者に、こういう方針を今年度、来年3月まで、これから4万円が支給されると思うんですが、そういう方針を直ちに伝えていただきたいと思います。この県議会、委員会、議会で答弁されたということは、これ非常に重い回答ですからね。

それともう一つは、現在年間4万円です。ほとんど足らずは自分の生活費から出しておられる。それはそれぞれの経費はいろいろとあるでしょう。願わくば、県のほうで再度、検討していただいて、上限が4万円ですが、これを少しでもアップして、来年度が間に合わなかったら再来年度でもいいですから、この経費の上限の4万円をアップしていただくように検討していただきたいと思うんです。

今度は、安食部長にちょっとこの答弁を求めたいと思うんですが、部長、答弁どうですか。検討していただきたいということ言っとるんよ。県民は喜ばれますよ。

○須山委員長

安食健康福祉部長。

○安食健康福祉部長

制度の詳細について、私が十分理解できていない部分もありますので、十分な答弁になるか分かりませんが、4万円が適切かどうかというのは、この物価の話とか、実際にかかっている経費ということはあるので、そういうことを踏まえたと、そういう状況はしっかりと見て、この4万円が適切かどうかということは考えていかなければいけません。その結果、アップになるかということはその状況の把握をしてみた上での話かなというふうに思います。今、ちょっと私がそういうふうにはっきりと答えられないところではありますけれども、そういう立場でございます。

○須山委員長

大屋委員。

○大屋委員

これで質問と要望は終わりますが、やはり今、物価の高騰ですね、燃料の高騰、今回補正予算いっぱいつけていますよ、何億円、県がね。でも、このことについては、分野が非常に小さいですから触れてはもらえませんが、1人の県民の、しかも障がい者の生活というのは、県民の生活の中にあるんです。そういうことを踏まえて、しっかりと研究、検討を重ねていただきたいというふうに要望しておきたいと思いますので、よろしく願います。以上です。

○須山委員長

よろしいですか。

ほかにありますか。よろしいですか。

それでは、これで健康福祉部・病院局所管事項の審査及び調査を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでございました。

委員の皆様、引き続き委員間協議を行いますので、しばらくお待ちください。

〔執行部退席〕

○須山委員長

よろしいですか。

それでは、続いて委員間協議を行います。

はじめに、委員長報告について相談いたしたいと思います。

まず、11月26日の委員会で御意見をいただきました、調査テーマに係る委員長報告の案文についてお諮りしたいと思います。案文を準備しておりますので、御意見をいただきたいと思います。

それでは、変更箇所について事務局に読み上げさせます。

○事務局（藤原書記）

今、委員長報告案ということで、変更箇所を赤字で記載しております。

修正、加筆箇所としましては、3ページ目の大国委員から御指示いただきました、「参酌基準を満たしていないクラブを早期に解消できるようにするとともに」という文言を追

記しております。

次のページの4ページ目につきましては、さらなる意識醸成としていたところを、効果的な取組になるように努めること、と修正いたしました。

3点目は、細かいのですが、最後から2段落目です。「さて」が2つ続いておりましたので、2030年のところの「さて」を削除させていただきました。以上です。

○須山委員長

ただいま、変更点について説明申し上げましたが、ただいまの案文でいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○須山委員長

それでは、異議がないようでございますので、このように決定をしていきたいというふうに思います。

次に、本日の審査及び調査で委員長報告に特に盛り込むべき事項があれば、御意見を伺いたいと思いますが、先ほど見ていただきました調査テーマに関する委員長報告が、今回の最終日、各常任委員会から出てきますので、かなり委員長報告が長くなります。そういったこともあって、調査の盛り込むべき意見というのは極力少なくせざるを得なくなっております。そういった事情を勘案する中で、それでも、どうしても載せたほうが良いというものがあれば、御意見いただきたいと思います。

大国委員。

○大国委員

今日も議論いたしましたけれども、報告のあった訪問介護について委員長報告の中で、可能ならば環境厚生委員会の一致した意見として、引き続き現場の意見・状況を把握するとともに国に見直しを要求されたい。また、市町村とも連携し、サービス維持のために必要な手立てが講じられるよう早急な検討を求める。という内容を織り込んでいただきたい。表現については、お任せします。要は、国には当然のこととして、この間県としてできることを検討することはやってくださいということ言うんですけれども、そこは早急に市町村と協議連携しながら検討してほしいというのが私の切なる願いで、皆さんも一緒だと思うので、当委員会として意見を出していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○須山委員長

分かりました。この点につきましては、先ほど大国委員以外にも池田委員、嘉本委員からも意見が出ました。国に要望することは当然のことながら、やはり県として、そして市町村として、どういうことができるかということも含めて、検討をするべきだろうということでもあります。

委員長としては、今回の本会議でもかなり議論になりましたので、当然、当委員会としては、そういった意見は付しても問題はないのかというふうに思いますが、皆さんの意見はどうでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○須山委員長

では、そういった形で、案文につきましては委員長、副委員長に御一任をいただきたいというふうに思います。

ほかにありますか。

大屋委員。

○大屋委員

その他の項で今申し上げた盲導犬の経費については、県内で対象者が10人ぐらいおられる。今日回答が出ましたから、これから領収書は取らないと、こういうことですから、そういう文言をその他の項で、こういう回答がありましたということをやっと、委員長報告に盛り込んでいただきたい。その他の項でいいですから。

○須山委員長

ちょっと検討させてください。量が量なので…。またそこは個別に御相談させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

大屋委員。

○大屋委員

よろしくお願ひします。

○須山委員長

次に委員会派遣についてですけれども、所管事項に係る調査活動を計画されている方がおられれば、委員会として派遣決定をしとく必要がありますが、ありますか。

ほかによろしいですか。

(「なし」と言う者あり)

○須山委員長

次に、閉会中の継続調査事件につきましてですが、お配りした案のとおり、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う者あり]

異議がないようでございますので、そのように決定をいたします。

そのほか、ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○須山委員長

これをもちまして、環境厚生委員会を閉会いたします。